

上山市議会会議録

第482回定例会

一般質問

(平成29年12月10日)

平成29年12月 第482回定例会 一般質問

平成29年12月10日（日）

一般質問議員及び質問要旨

期日	順位	質問議員	質問要旨	ページ 番号
12 月 10 日 (日)	1	井上 学	1 クアオルトの拠点となる温泉健康施設にするために (1) 上山型温泉クアオルト構想の市民理解の推進 (2) 水中運動での健康増進に向けて ア 市民リーダーの育成	14～18
	2	中川とみ子	1 たばこポイ捨て禁止条例の制定について	18～22
	3	棚井裕一	1 国際交流に対応したコミュニケーション能力向上の支援について (1) 市民に向けた英会話講座の実施 (2) 小学生・中学生への検定料助成 2 障がい者と共生する社会に向けて (1) ヘルプカード・ヘルプマークの導入と活用 (2) 歩道への「思いやりゾーン」整備	22～28
	4	枝松直樹	1 温泉健康施設建設に係る諸課題について (1) 開設時期を平成33年度に先延ばしする理由は何か (2) 運動の効果を科学的に分析し、健康づくりに活かすための大学等専門機関との連携 (3) 乗用車以外の交通手段の確保 (4) 県道から施設への安全な進入路の確保 (5) 飲泉所の設置	28～34
	5	守岡 等	1 一人でも安心して生活できる社会づくりについて (1) 社会的孤立を防ぐための行政の役割 ア 支援機関の設置による専門的な支援 イ 看護小規模多機能型居宅介護サービスの整備 (2) 見守りの強化 ア 緊急通報システムの改善 イ ICTを活用した見守り機器導入への助成	34～41
	6	川崎朋巳	1 今後の西郷第一小学校のあり方について市民との話し合いを 2 第7次上山市振興計画の推進に向けて (1) めざそう値達成の考え方と基本計画の目標達成に向けた着実な事業の実施	41～47
	7	大沢芳朋	1 (仮称)上山IC産業団地への企業誘致促進について (1) 産業を特定した誘致策 (2) 業務代行方式等による企業立地策	47～53

	8	谷江正照	1 災害に強いまちを目指して (1) 屋外緊急放送網の整備	53～57
	9	長澤長右衛門	1 森林資源の適正管理と有効活用について (1) 森林経営計画作成の促進 (2) 山間地の地籍調査の推進	57～62
	10	尾形みち子	1 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業について (1) ポーランドとの早期締結 (2) ポーランド文化に触れる機会の提供 ア 食文化フェアの開催 イ フレデリック・ショパン国際ピアノコンクール入賞者演奏会の開催 2 障がい者スポーツの理解を深めることについて (1) 体験型学習の取組	62～68

平成29年12月10日（日曜日） 午前9時30分 開議

議事日程第2号

平成29年12月10日（日曜日）午前9時30分 開議

日程第 1 一般質問
(散 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（14人）

1番	守 岡	等	議員	2番	井 上	学	議員
3番	中 川	とみ子	議員	5番	谷 江	正 照	議員
6番	佐 藤	光 義	議員	7番	枝 松	直 樹	議員
8番	浦 山	文 一	議員	9番	坂 本	幸 一	議員
10番	大 沢	芳 朋	議員	11番	川 崎	朋 巳	議員
12番	棚 井	裕 一	議員	13番	尾 形	みち子	議員
14番	長 澤	長右衛門	議員	15番	高 橋	義 明	議員

欠席議員（1人）

4番 高 橋 恒 男 議員

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛	市 長	塚 田 哲 也	副 市 長
鈴 木 英 夫	庶 務 課 長 (併)選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木 直 美	市 政 戦 略 課 長

金 沢 直 之	財 政 課 長	舟 越 信 弘	税 務 課 長
土 屋 光 博	市 民 生 活 課 長	尾 形 俊 幸	健 康 推 進 課 長
武 田 浩	福 祉 事 務 所 長	富 士 英 樹	商 工 課 長
平 吹 義 浩	観 光 課 長	前 田 豊 孝	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
藤 田 大 輔	農 業 夢 づ くり 課 長	近 埜 伸 二	建 設 課 長
秋 葉 和 浩	上 下 水 道 課 長	齋 藤 智 子	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
佐 藤 浩 章	消 防 長	古 山 茂 満	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
太 田 宏	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	加 藤 洋 一	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長
井 上 咲 子	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	鏡 裕 一	教 育 委 員 会 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
板 垣 郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 挙 管 理 委 員 会 長	花 谷 和 男	農 業 委 員 会 長 農 業 委 員 会 長
大 和 啓	監 査 委 員	渡 辺 る み	監 査 委 員 会 長 監 査 委 員 会 長

事 務 局 職 員 出 席 者

佐 藤 毅 事 務 局 長	遠 藤 友 敬 副 主 幹
渡 邊 高 範 主 査	後 藤 彩 夏 主 事

開 議

○高橋義明議長 おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号によって進めます。

○高橋義明議長 日程第1、一般質問であります。

初めに、2番井上学議員。

〔2番 井上 学議員 登壇〕

○2番 井上 学議員 おはようございます。

日本共産党議員団、井上学です。

クアオルトの拠点となる温泉健康施設にするために、これから重要となってくる事項について質問します。

日程第1 一般質問

初めに、今、温泉掘削が進められている温泉健康施設事業は、上山型温泉クアオルト構想の中で、リーディング・プロジェクトの一つとして提起されており、クアオルトの拠点となる施設ということが市民全体の共通理解としてあるべき中で進められなくてはいけないと考えます。

構想の中で、目指すべき方向として、現在、クアオルトは、市民の健康増進と地域活性化の取り組みの核として、健康ウォーキングが実施されており、健康分野から観光、農業、商業などさまざまな産業分野にまで拡大し、さらに上山を超えた取り組みになることを目指すと示されており。

市民は、クアオルトイコールただの健康ウォーキングと認識している現状です。温泉健康施設をただの日帰り入浴施設と誤解せず、クアオルトの拠点として共通理解のもとで建設していくために、次の段階、さきに述べたことを含め、「また来たくなるまち ずっと居たいまち ～クアオルト かみのやま～」という市民理解を推進していくことが重要です。

現在、市民の理解を培っていく手だてとして、シンポジウムの開催や市報にクアオルトの記事の連載などを行っていますが、その効果を知る上でも、第7次上市市振興計画の将来指標、クアオルトの認知度の調査の現在の問い「あなたはクアオルトを知っていますか」の後に、「クアオルトでは、健康ウォーキングのほかにまちづくりの理念が入っていることを知っていますか」などの理解の深度をはかる設問の工夫や、多くの住民が参加する地区総会などで、クアオルト構想の説明や、少なくとも今温泉掘削が進められている温泉健康施設はただの日帰り入浴ではないということを伝えることなど必要と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、温泉健康施設の中で行われる水中運動での健康増進について質問します。

現在、他市まで行って実施している水中運動がこの施設で行うことができるようになることは、大変に有意義と考えます。水中運動の実施者がより健康になり、元気な市民がふえることを期待しておりますが、現在実施されている方以外でも、水中運動により健康になりたいと考える市民は相当数いると考えられます。

水中運動の効果などを広め、実施する人をふやしていくためには、行政だけではなく、水中運動を行う市民も中心となり広めていくことが重要と考えます。

産業厚生常任委員会で視察に行った倉吉市では、湯中運動という健康の取り組みを行政と市民が連携しながら「ひとはな会」という健康市民団体が実施、普及していると視察してきました。市民が大きくかかわっていることは、市民の健康の取り組みという意識づけに非常にいいことと感じてきました。

本市でも、クアオルト健康ウォーキングにおいて専任ガイド「蔵王テラポイト」の市民参加により、市民と協働の取り組みに近づいています。水中運動でも市民の取り組みというところを強め、普及や発展していくために、まずリーダー的な人材の育成が必要と考えますが、市長の見解を伺い、質問とします。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 2番井上学議員の御質問にお答えいたします。

初めに、上山型温泉クアオルト構想の市民理解の推進について申し上げます。

市民自身がウォーキングを初め多方面にわたるクアオルト事業の魅力を実感し、主体的にか

かわっていくことで、活力あるまちづくりにつながるものと考えております。

今後とも、温泉健康施設建設事業を含め、市民に対するクアオルト事業の正しい理解と浸透をさらに図るとともに、市民が主体的にかかわる取り組みを一層推進しながら、将来都市像の実現に努めてまいります。

次に、水中運動での健康増進に向けてについて申し上げます。

水中運動の普及には、温泉健康施設で実施する教室のほか、自主的なサークルによる活発な活動が重要であります。

市民リーダーの育成につきましては、現在実施しております教室経験者による仲間づくりなど、自主的なサークルが活動しやすい環境づくりを行いながら、リーダーとして活躍していただける方の育成につながるような機運の醸成に努めてまいります。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 まず、クアオルトの理解を進めていくというところでは、私と共通していると思います。やはり、その本当の意味でのクアオルト、ただの健康ウォーキングでないというところをこれから進めていこうというふうなところですが、クアオルト自体を知っているという設問に関しては、7次振で大体76%の方が言葉は知っているというふうな認識は共通だと思いますが、やはり本来の意味でのこのまちづくりという観点を含めたクアオルトという理解がどれぐらいなのかという部分、具体的な数字はないですけれども、示せなければ、まだまだなのか、それともある程度浸透してきているのか、その辺のところをお聞かせください。

○高橋義明議長 市政戦略課長。

○鈴木直美市政戦略課長 7次振の市民意識調

査の設問についてでございますが、平成27年度の最初の設問としまして、「市の重要な取り組みとして認知しているか」という言葉で設問をしております。その意味では、ウォーキングのみではなく、市の重要な取り組みとして認知をされているという率であるということで一応捉えているものでございます。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 それが本当であり、重要な政策だと、もうまちづくりの理念なども含んでいる人の認知が76%ということであれば、私は大変誇らしいことだと思うんですが、実際のところ、私の認識としては、まだ歩くことがクアオルトだというふうな域を出ないと考えていますので、ぜひ、先ほど1問目で言ったようなまちづくりの観点の具体的なところ、重要な施策というふうな設問であれば、歩くことが重要な施策だと考えてしまえば、その回答率もやはり76%ということになっているのかもしれないので、ぜひその点の設問の工夫をまずはお願いしたいと思います。

あと、温泉健康施設ですが、本当に3月の予算の中でも市民の理解について市長と議論させていただきました。その中では、市長は、市民にきちんとした情報を提供しながら理解を進めていくというようなことです。そういった意味では、市報にも設計図というか、そういう図面というか、絵づらもやって、一度説明はしているんですが、そういった意味でのこの市民の理解として私が一番気にしている、ただの日帰り入浴施設ではなくクアオルトの拠点、そういった温泉健康施設なんだという理解がどの程度進んでいるのか、お聞かせください。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今、車座ミーティングをや

っているところでございますが、車座ミーティングでも大分質問あるいは御意見が出ております。その中で、いわゆるプールの部分と、あと日帰り温泉の部分、これはしっかりと分けて説明をさせていただいておるところでございますが、しかし、その中でやはり、例えば日帰り温泉の部分については、結構な方々が市外のそういった日帰り温泉に行っているというようなことで、大分細かいところまでといてまいしょうか、そういった意見が出てきております。

ですから、やはりそういう意見を聞く場、そしてまた、それに答えていくという場というものをやはりつくってですね。せっかく温泉健康施設をつくるわけですから、つくったところで不平不満が出るようでは何もならないわけでございますので、そういったものをきちっとしていくということで、平成33年のオープンということも考えているところでございます。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 わかりました。

私も東地区での車座ミーティングに参加させてもらって、そういった部分は感じ取れたんですが、やはり私が何度も言うように、気にしているのは、ただの日帰り入浴施設じゃないんだということをもっと市長に示していただきたいなど、説明を聞いて感じたところです。

やはり、市長からもありましたけれども、市民の中ではそういった日帰り入浴施設というものを非常に望む声というのは、私感じております。なので、ぜひその点、今回の温泉健康施設に関しては健康に資するものだ、クアオルトの拠点なのだというところを再度示していただきたいのと、もし、車座ミーティングなどで市民の意見を聞いて、やはり健康施設も重要だが、日帰り入浴施設も重要だと、そういった

部分も強化していくんだというふうな方針の修正というか、そういうものが今後考えられるのかどうか、その2点についてお聞かせください。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今回の温泉健康施設、これはあくまでも市民の健康増進、交流人口の拡大というものに沿ったものでございまして、ただ、現在、上山には日帰り温泉がないということでございまして、それに対する市民の声も大分高かったものですから、併設をするという考え方で位置づけです。ですから、あくまでもこれは温水プールをつくって、そしていわゆるウォーキングができない方については水中運動、さらには病気で後遺症が残っている方についてはリハビリということが主体的であって、そこは十分に説明をしているし、また、市民の方からもそれについての質問も大分出てきておりますので、そこは方針を変更するとか、そういうことは一切ございません。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 わかりました。

そういったことを確認した上で何度も言うんですが、まず、市民にいろいろ理解を進めていく部分は、3月の予算の段階では温泉が出てからというふうなことでありましたが、やはりそれはしっかりした段階でやっていただくことは私は必要だと思いますが、何度も重ねて申しますが、ただの日帰り入浴施設ではないと、温泉健康施設、クアオルトの拠点というところを再度進めていくような、それに関しては温泉が出る前からでもできるかとは思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと考えます。

次に、市民の水中運動というところで、やはりこれもこの施設の大きな核として水中運動ということが示されております。現在は他市に行

ってやっているということですが、そういった中で、リーダーを育成していくという点は了解しました。ただ、そのリーダーがやっていくべきことは、技術的なこともあるんですけども、口コミよりさらに進んだ部分で市民同士でその水中運動が有効だということを示していかなければいけないのかなというところで、先ほど市長はクアオルトに参加できないような方というふうなことを示されましたが、具体的にそういった方、どういうふうな方が対象となるのか、お聞かせください。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 水中運動の対象というような方ですけども、基本的にウォーキングができる方を排除するということではございません。当然、ウォーキングできる方も含めて、例えば歩くのにちょっと膝とか腰等の痛みがあってちょっと困難だという方に対しても、水中であれば痛みを感じずに筋力をつけたりすることが可能だということで、主にそういった方を中心に考えているところでございます。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 了解しました。

やはりそういう点は、実際実施した方が市民の中で伝えていくということが一番であり、広まっていくことかと思えます。やっていくということだったので、ぜひその点お願いします。

あと、大体现時点でのどのくらいの方がそういった対象者として市内にいらっしゃるのか、わかりましたらお示してください。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 対象者は広く申せば市民の方全員というようなことになりましたが、うちのほうでいわゆる介護予防から子どもの体力アップということで幾つかのメニューを今現

段階でちょっと考えているところがありますけれども、そういった中では年間大体8,000人から9,000人ぐらいの方をまず、延べですけれども、教室に参加していただいて、そういった体力向上とか健康増進を図りたいということを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 年間延べで8,000人と非常に多くの方が見込まれるということなので、ぜひそういったことで市民の健康がはかれるように、そういったことが示されれば、ただの日帰り入浴施設ではなく、本当の意味でのクアオルトの拠点という部分も含めた施設となるかと思えますので、そういったことで進めていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋義明議長 次に、3番中川とみ子議員。

〔3番 中川とみ子議員 登壇〕

○3番 中川とみ子議員 3番、会派野の花、中川とみ子でございます。

通告に従い、質問をいたします。

喫煙については、最近規制が厳しくなり、受動喫煙対策も進んできていて、同時に非喫煙者への気遣いの風潮も高まっております。

しかし、街中で歩きたばこをする人をよく見かけます。特に、歩行者の多い場所では、たばこの吸い殻のポイ捨てがとても目立ちます。朝拾ったのに、その日の午後に通るとまた落ちているといった状況です。また、車の走行中でも、窓から吸い殻をポイと捨てる人がいます。

かみやま温泉駅の交番の隣に自転車置き場があります。そこから南に向かう道路がありますが、歩行者の中には歩きたばこをする人がおり、その後ろを受動喫煙を強いられながら通

勤・通学を余儀なくされるという実例もありました。吸い終わったら、吸い殻はポイ捨てされるのでしょうか。

環境美化及び路上喫煙禁止に関する条例がある自治体は数多くありますが、東京都千代田区では、平成14年6月に、全国初の路上喫煙への適用条例として注目された「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」を制定しております。この条例では、「生活環境を守り向上させていくことは、先人からこのまちを受け継いだ千代田区に住み、働き、集うすべての人々の責務である」とした上で、「生活環境の悪化は、そこに住み、働き、集う人々の日常生活を荒廃させ、ひいては犯罪の多発、地域社会の衰退といった深刻な事態につながりかねない」という危惧を表明しております。

また、某調査会社が平成17年に実施した「不快に感じる迷惑行為は」というアンケート調査によると、第1位は歩きながらのたばこ、2位は公共の場所での喫煙マナー、4位はたばこ吸い殻のポイ捨てという結果になっております。たばこによる迷惑行為が全体の51%を占め、割合が大きくなっているのです。

宇都宮市では、平成20年6月に、「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙等禁止区域を指定することができるようになりました。これにより、平成21年4月から、禁止区域では指定喫煙所を除き路上喫煙等が禁止になり、違反者には2,000円の過料が科せられます。路上喫煙等防止指導員が徴収するのですが、条例制定の効果があらわれたのか、過料件数は年々減っております。平成21年度は676件、平成22年度は474件、平成23年度は138件、平成24年度は109件、平成25年度は97件、平成

26年度は42件、平成27年度は35件、平成28年度は9件にまで減っているのです。この結果は、たばこに関する被害を防ぐため条例化し、市民等に認知されることにより、町全体のモラルやマナーとして定着させ、また、違反者には罰金を科することにより、件数が激減したものと考えます。

私は、たばこポイ捨ては、環境破壊、受動喫煙、歩きたばこにつながるものと考えております。

「吸い殻なんかそんなに落ちていない」と思う方もいるかもしれませんが、それは気にならないため見えないのです。また、毎日のように拾って歩いてくれる人がいるおかげなのです。その方は、「自分が暮らしている町をきれいにしたいからね」と話しておられました。善意でしてくれていますが、拾った吸い殻は自宅に持ち帰りごみとして捨てるそうです。歩いているときのおいもするでしょうから、大変です。

私は、毎朝のように自宅から駅に向かいますが、駅前の大きな通りにはポイ捨てされたたばこの吸い殻の多さが目立ちます。駅まで歩きたばこをして、そこでポイ捨てしてしまうでしょう。

市民が快適な生活を送れるようにするために、また、開催まで1,000日を切った東京オリンピック・パラリンピックが始まる時は、城下町・宿場町・温泉町の観光地として、たばこの吸い殻が落ちていないきれいな環境を整え、ホストタウンとしてポーランドの方々に快適に過ごしてもらうために、たばこポイ捨て禁止条例の制定は必要と考えます。この条例を制定することで、たばこポイ捨てがなくなるのはもちろん、受動喫煙防止、歩きたばこの防止にもつ

なると考えます。

また、私は、平成28年6月に、たばこ及び空き缶等のポイ捨て禁止条例の制定について質問しておりますが、そのときの答弁は、「平成28年3月に策定した第2期上山市快適環境基本計画では、本市の美しい環境をみんなで守り育て、次世代に引き継ぐための市及び市民の役割を定めており、計画を実施する上では、計画の趣旨をきめ細かく広報し、市民一人一人の自主的な環境美化活動やマナーの向上を促していくことがより重要でありますので、現時点では条例を制定する考えは持っておりません」というものでした。しかし、質問してから1年が経過しましたが、ポイ捨ての状況が改善しているとは実感できません。

たばこのポイ捨ては、環境を悪化させるばかりでなく、住宅火災や山林火災にもつながりかねないと危惧されますし、それを禁止することは住民の財産を守ることにもつながるのです。

本来、住民のマナーに期待することが大前提ではありますが、先ほどの宇都宮市の事例のように、条例に罰則規定を含むことで規制をすることもあわせて必要かと思っておりますので、市長の御所見を伺います。

1 問目とさせていただきます。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 3番中川とみ子議員の御質問にお答えいたします。

たばこポイ捨て禁止条例の制定について申し上げます。

第2期上山市快適環境基本計画に基づき、各地域での美化活動を実践することで、散乱ごみの事後対策だけではなく、マナーの向上も図っているところであります。

毎年、美化活動の参加者は増加しており、引き続きこうした活動を拡充するとともに、身近な環境をきれいにする取り組みや活動の紹介を行うなど、市民一人一人の意識の醸成を図ってまいりますので、現時点では条例を制定する考えは持っておりません。

○高橋義明議長 中川とみ子議員。

○3番 中川とみ子議員 第2期で計画したものもあります。それにまた、本市で策定した第7次上山市振興計画の中に、第4章「うるおう『快適に暮らせるまち』」の中で、目標に「市民・事業者からの公害苦情、環境問題に適切に対応し、特に法規制対象外の事例に対しては対応指針を策定し、問題等の早期解決を図ります」とあります。

市民の方からいろいろ今回話を聞いたところ、犬の散歩をしている人は「吸い殻は随分落ちている」と言います。また、毎日歩いている人は、愛煙家ではありますが、「散歩をしているとマナーが悪い。たくさんの吸い殻が落ちている」とおっしゃいました。また、ごみを拾ってくれる別の方は、「フィルターが道路の白線の上にへばりついていて、なかなか拾うのが大変だ」と、また、「信号待ちをしていると、車から吸い殻をポイと捨てる人が多くて困っている」という話も伺いました。

環境問題という意味で、愛煙家がポイと捨ててしまうようなその行動に対して、もうちょっときつい縛りをしてもいいのではないかなという私の思いがあるのですが、環境問題でごみを拾ってくださる団体の方、たくさんいるのはわかります。その割には随分落ちているなど思いますが、その辺の減らすための対策というのは今からどのように考えられているのでしょうか。

○高橋義明議長 市民生活課長。

○土屋光博市民生活課長 確かに私どもも町を歩いていますと、たばこの吸い殻が落ちているという現状は認識しているところでございます。それは今まで回答でもございますように、美化活動につきましては、罰則によるものではなく、市民のマナー、モラルを柱として行うのが望ましいと考えておりますので、引き続きその活動を拡充していくとともに、その美化活動につきまして、今までPRも少し十分ではなかったということも感じておりますので、たばこが落ちているという状況を皆様にお知らせしたり、それからその活動をしている方、個人団体を含め、活動の紹介等を積極的に行いまして、モラルの向上を図っていくことで対応していきたいというように考えております。

○高橋義明議長 中川とみ子議員。

○3番 中川とみ子議員 本当にごみ拾いをしてくださる団体、個人、たくさんいます。ですが、拾う前に、捨てるということをやはりやめるように、やめるようにというか、そういうマナーの問題というのが一番大事だと思うんですね。拾う方がいっぱいいるから、では捨てていいのかという問題ではございませんので、捨てるという行為に対してもうちょっと厳しい取り組みをするのが大事なのかなと私は思っていました。

啓発活動として、街頭運動とか、例えば携帯用の灰皿なんかもありますが、そんなに高い物じゃありませんので、その灰皿の配布などはいかがでしょうか。

○高橋義明議長 市民生活課長。

○土屋光博市民生活課長 実はその灰皿の配布ということにつきまして、今この場で実施するかということはお答えできませんけれども、よりマナーを向上させる取り組みについ

ては考えていきたいというように思っております。

○高橋義明議長 中川とみ子議員。

○3番 中川とみ子議員 条例は制定しないという答弁をいただいたわけですが、とにかく観光地である上山でありますので、きれいな町という意味で、1,000日を切ったホストタウンとしてポーランドの方が今から来るわけです。前もってきれいにするという観点から、やはり条例というのをつくって、きれいな町で迎えたいという気持ちが私はあるのですが、もう一度市長に同じ質問をしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 私も毎年1回、ロータリークラブの方々のごみ拾いします。ことし拾ったんですが、みんな異口同音に言ったのは、「大分きれいになったね」ということでございました。これはやはり、あともう一つ、私、毎朝、個人的にはございますけれどもごみ拾いをしている方を何人か知っております。そういう方には私もいつも朝御礼を申し上げますのでございますが、やはりそういったことだと思うんです。ですから、ほかから来たときに、同じきれいさであっても、「条例が制定してあるからきれいなんだね」と言われるのと、「市民が一生懸命頑張ったこうした活動をやっているからきれいなんだね」と言われたら、どちらが感動しましょう。

やはり私はこういった3万人ぐらいの町、いや、東京の千代田区は私も知っていますよ。時々行きますから。そうすると、何かの巡視員というのでしょうか、その方々が回っておりますけれどもね。やはり東京は大都会ですから、そういうことがやむを得ないかもしれません。

しかし、3万人ぐらいの町が必ずしも条例を制定してということではなくて、やはり市民が一生懸命自分たちの町をいい町にしていこうということを醸成していくということは、ただ単に条例をつくれればいいということじゃなくて、やはりもう少し頑張ってくださいと。そのために、では我々行政がどういった形でお手伝いできるのかということをもう一度考えてみたいと思っています。

○高橋義明議長 中川とみ子議員。

○3番 中川とみ子議員 ありがとうございます。

愛煙家の皆さんには、平成28年度でたばこ税が1億8,000万円という貴重な財源になっているわけです。愛煙者の方に吸わないでくれというわけではございません。ただ、上山をきれいにしたいというその思いからでありますし、条例があればいいんだという、市長の考えと私は同じではあるのですが、本当に上山をきれいにして観光地として自慢できるようなところになりたいというそういう気持ちが大きいわけです。

第2期上市市快適環境基本計画は、平成36年3月までの計画であります。先ほども言いましたけれども、上山は観光地であります。快適に暮らせる上山、自慢できる上山になることを要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○高橋義明議長 次に、12番棚井裕一議員。

〔12番 棚井裕一議員 登壇〕

○12番 棚井裕一議員 議席番号12番、会派孝山会、棚井裕一です。

通告に従い、順次質問いたします。

初めに、国際交流に対応したコミュニケーション能力向上の支援について。

市民に向けた英会話講座の実施について質問いたします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、観光先進国へ向けた新たな国づくりが進められています。受け入れ体制に関する施策について、訪日外国人がストレスなく快適に観光を満喫できる環境整備に向け、一丸となって対応を加速するとあり、実現に向け多言語対応の改善や強化も盛り込まれ、今後さらに多くの外国人旅行者が各地で増加することが予想されます。

本市においても、ホストタウンとして2020年を待たずに事前合宿などで選手団や関係者など多くの外国人が来訪されることが予想されます。また、駅前には観光情報・交流施設の整備が進められ、観光目的などの訪日外国人に安心して利用できる観光と交流の拠点として、英語対応可能なスタッフの配置や、公共交通や観光情報などを複数の言語で知らせるサービスを目指しており、それらの質的確保が求められています。

このような国際交流の機会が増加することは、宿泊施設を初めとする観光物産関係者のみならず、私たち市民一人一人が外国人を理解するとともに、日本の文化や歴史・習慣を理解してもらう好機として捉え、ここ上市市でも積極的に意思や感情、思考の表現が要求される機会がふえることを意味しています。

そこで、国際コミュニケーションの手段として、英会話講座の実施を提案します。英語と聞いた段階で、外国人との交流を尻込みあるいは断念してしまう人が多いと言われています。しかし、身近な話題や簡単な情報交換、表現に絞ることにより、楽しみながら習得し、外国人に対し臆することなく交流が図れることになると

思われます。また、講師は市内在住の外国人や、英会話に堪能な人材の活用により、外国人にとって「また来たいまち」と思われるような受け入れ環境の向上だけでなく、生涯学習指導者の発掘や幅広い層にわたる積極的な学習参加を図る生涯学習事業にもなり得るものと思われます。

第7次上山市振興計画の基本施策では、国内外交流を推進するには、市民レベルの国際交流を進めるとあります。市民に向けた英会話講座の実施と英語による市民のコミュニケーション能力の向上は、ホストファミリー世帯数の拡大や学生訪問団派遣人数の確保にも役立つものと思われます。教育長の所見を伺います。

次に、小学生・中学生への検定料助成について質問します。

文部科学省では、児童生徒の着実な英語力向上を図るため、「生徒の英語力向上推進プラン」を策定しています。小・中・高を通じて一貫した学習到達目標を設定することにより、英語によるコミュニケーション能力を確実に養うことや、日本人としてのアイデンティティーに関する伝統文化・歴史を重視する教育の充実を柱としています。また、小・中・高・大学での英語教育の充実や向上を目指し、英語力評価及び入学者選抜における英語の4技能を測定する民間の資格・検定試験の活用を引き続き促進するという考えも示しています。

具体的には、大学入試においても、4技能を測定可能な英検、TOEFLなどの資格・検定試験などの活用の普及・拡大を明記しており、学校関係者に対しては、今後英検などの民間検定試験について、「学校などのニーズや生徒・学生の受験機会などの状況を踏まえつつ、公平性、公正性を保った上で、受験しやすいよう学校施設等を提供して実施することが期待され

る」と、生徒や学生が受験しやすい環境への配慮を求めています。

そこで、小学生・中学生に対する検定試験の検定料助成を提案します。

先進事例として挙げられる熊本県小国町では、中学生に英検受験を推奨し、昨年度までは中学1年生と中学3年生を対象に、年1回の受験料は町が全額負担しており、制度を導入当初は中学3年生の約6割が4級を受験していましたが、現在では半数以上が3級以上を受験しているそうです。生徒たちの「次の級に合格したい」という思いは、英語学習のモチベーションにもつながっているそうです。

また、大阪府寝屋川市では、英検受験料の一部を補助しており、中学在学中に1,000円の補助を2回するもので、35.3%だった受験率は56.6%に上昇し、英検3級以上の合格率も41.4%から59.0%へ大きく伸びたそうです。子どもたちの「また受けてみたい」というチャレンジ精神も育っているそうです。この取り組みは、さきに述べた国内外交流の推進、市民レベルの国際交流推進の一助にもなるものと確信できます。

本市においては一部助成とし、検定に対し真摯に取り組む機会を無駄にしない姿勢で子どもたちの育成を目指していただきたいと思います。教育長の所見を伺います。

次に、障がい者と共生する社会に向けて。

ヘルプマーク・ヘルプカードの導入と活用について質問します。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体には不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が法的に義務づけられました。地方公共団体においては、障がい者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、

機運の高まりが見られています。障がい者にとっては、より身近な地域においても、条例の制定も含めた障がい者差別を解消する取り組みの推進が望まれるところであります。また、地方公共団体などにおける対応要領の作成については、地方分権の趣旨から法においては努力義務とされており、本市においても対応が期待されます。

さて、障がい者と共生するために必要となる配慮がどのようなものがわからない場合が少なくありません。例えば義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方などです。

援助や配慮を必要としているかが外見からわからない方々が、行政窓口や周囲の方に配慮を必要としていることを明示するマークやカードを使い知らせることで、援助が迅速に得やすくなります。

そのような観点から作成されたマークは数種類存在しますが、2012年以降広がりを見せているのが、ヘルプマーク及びヘルプカードです。これは、障がいのある方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときにヘルプカードを提示し、裏面のあらかじめ記入した手助けしてほしい内容を明示することで手助けを求めるものです。ヘルプカードで想定している支援は、誰でも行えるもので、生活の中で障がいの特性と初歩的な対応を広く理解してもらうことを通じて、つながりのある地域づくりを目指すものといえます。これらヘルプカード・ヘルプマークの導入と活用を提案します。市長の所見を伺います。

最後に、歩道への思いやりゾーン整備についてです。

現在、道路においては、自動車及び自転車の

通行や歩きスマホによる明らかな前方不注意の歩行者などにより、障がい者を初め高齢者や子どもたちなどにとって安全な通行帯とは言えない状況にあります。そして、事故に遭遇した際に多大な被害を負ってしまうのも障がい者などであるという皮肉な結果を招きます。

そのようなことから、安全機能と快適性を高めるための第一歩として、車道に歩行スペースを確保し、いわゆる思いやりゾーンを整備して、安心して通行できるスペースを確保していただくことを提案します。現に、障がい者の方々からもそれらを望む声が聞こえてくる状況です。

これらが整備されることで、それらの方々がこれまで以上に安心して通行できる状態に整備することは、障がい者の方と共生する社会の実現に向けた取り組みと考えます。市長の所見を伺います。

○高橋義明議長 市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 12番棚井裕一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ヘルプカード・ヘルプマークの導入と活用について申し上げます。

ヘルプマークやヘルプカードにつきましては、障がい者に対する周囲の理解や協力を得やすくするための有効な手段の一つと考えております。一方で、全国的な認知度が低く、県においても導入や活用について検討している段階でありますので、今後、県の動きと連携しながら対応してまいります。

次に、歩道への思いやりゾーン整備について申し上げます。

道路に歩行空間を確保するための路肩のカラー標示等につきましては、道路利用者に対し注意喚起を促し、障がい者や子どもなど交通弱者

を事故から守るための有効な手法の一つと捉えております。

市といたしましては、通学路など歩行者が多く通る歩道未整備箇所において、警察署や小学校など、関係機関と協議を行い、試行的に実施してまいります。

○高橋義明議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 12番棚井裕一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民に向けた英会話講座の実施について申し上げます。

本市におきましても、今後ますます訪日外国人が増加し、市民も外国人に接する機会が増していくということが予想されますので、英語対応の必要性は高まっていくものと認識しております。

市といたしましては、現在進めております生涯学習指導者登録制度の英会話部門の充実を図るとともに、各地区公民館における英会話講座の開催や、商工会、観光物産協会、旅館組合などの市内各団体に対し、講座開催の働きかけを行いながら、市民の国際交流に向けたコミュニケーション能力の向上に努めてまいります。

次に、小学生・中学生への検定料助成について申し上げます。

現在、各学校では、児童生徒のさまざまな分野に興味や関心を持たせるため、各種検定に関する情報を提供しております。

今後、学校教育における検定の位置づけ等について研究してまいりますけれども、現在のところ、検定料に対する助成の考えは持っておりません。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 1番の英会話のほう

から順に質問させていただきます。

英会話の必要性は十分認識していらっしゃるということで理解していただいて、非常にありがたいと思います。しかしながら、今の答弁では、各地区公民館、各団体に働きかけて実施するというようなこと、働きかけていくというような答弁だったと思いますけれども、これはいわゆる行政として働きかけるというのですか、それとも実施する方向でというように捉えてよろしいのでしょうか。

まず一つお伺いしたいということと、あとは先ほどのもう一つのほうの検定料についてなんですけれども、さまざまな今検定など、もちろん英検のみならずあるわけです。私、今回英検をなぜ質問したかというのは、先ほどの1問目にもあったように、いわゆるセンター試験にかわる大学入試について、英検ほか、ほかの資格試験もありますけれども、そういったものがほぼ確実ではないですけれども、ほぼ採用されることが予想されています。そういった中において、やはり教育という観点において、英語に対する興味、そして苦手意識を植えつけないためにも、興味を持っていただいて、しかも苦手意識を後々持たないためにも必要ではないかと思うんですけれども、その点のお考えなどお聞かせ願えればと思います。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 1つ目の働きかけということでございますけれども、これは公民館等々への働きかけ、それは実施していくというふうに理解していただいていいと思います。

それから、2番目の検定のことにつきましてですけれども、これにつきましては、まずは学校教育の英語の授業の充実、それで子どもたちが英語を好きになるということがまず第一です。

それから、もう一步進んで、それではより好きにするためにどうするかということですが、その大学等々の入試のところそういう教育とか英語の検定とか、そういうものが書いてあることがいいことだということはありませんけれども、まずは学校教育の英語の充実ということを考えておるところでございます。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 公民館ないし各団体に働きかける、実施していくということで、大変ありがたいと思います。

それについてもう少しお伺いしたいんですけれども、英会話講座もまだ開催していないうちから言うのもなんですけれども、やはり訪日外国人というのはもちろん英語が、いろいろな国からいらっしゃる場合も英語がまずメインになると思いますけれども、順次ほかの言語についても考慮に入れていただきたいというのも視野には入っているんでしょうかということとか、あと第1問目にもありましたように、実施する際には検討することになるかと思いますが、具体的にそういった今実施していくという方向性をいただいた上でお伺いしますが、実施する予定の時期とかなどは想定されているのでしょうかということ。そして、やはりやった限りは、例えば料理教室に行く人は実際つくって、家族から「おいしいね」と笑顔で言われることで達成感を満たすわけですよね。同じように、やはり会話して実際に外国人となり会話できるという達成感もですが、そういった点で、自分の力を試したいというふうな意味で、目的というのですか、もう一つの小学生・中学生の検定料の件の話になるんですけれども、そういった英検というものに、英検を目的にするわけじゃないんですけれども、特化している

わけでもないんですけれども、そういうものも子どもたちのみならず、そういった大人の生涯学習においても有効なものだと思うんです。私はそう思うんですけれども、教育長はどう思いますか、お伺いします。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 実施していくという時期のことについてでありますけれども、例えば各地区の公民館等で実施するという場合には、各地区の公民館の実情がやはりあるわけです。そのことを捉えながら、いつしたらいいのかというようなことも含めて、公民館のほうで考えていただくというようなことで実施していくということです。

それから、もう一つは、目的意識ということなんですけれども、普通の会話と同時に、外国人が上山市に訪れるということから、それも含めて上山市がどういうところで本当にいい町なんだということをまず市民が理解するということが大事なことで、それに基づいて英語の話せるようなことをしていくというようなことでございます。

そういうようなことも考えますと、日常の会話、それについては英語の、学校で言いますと休み時間とか、それから各行事とか、それから寺子屋、それから市の行事など、そういうところで日常的に使いながら推進していくというようなことを考えています。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 わかりました。

最後に、小中学生の検定料のほうですけれども、やはり先ほど1問目でも出しました小国町、熊本なんですけれども、住民の理解と協力を得て、英語教育の進んだ町として小国町を盛り上げようとしている教育委員会や現場の先生方の

ひたむきな努力と向上心というのが非常に印象的だったという、取材した方の所感ですが、そういった報告とか、あと大阪の寝屋川市でも、「市から将来大学とか就職で出ていっても、また戻ってきて住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めたいと思っているのです。それが人材の育成にもつながると思うのです」というふうに、寝屋川市の教育長は語ってくれました。

御存じのとおり、2015年から2035年、非常に本市でも人口の減少が予想されていますけれども、いわゆる大都市の都市部のベッドタウンでも5%程度の減少が予想されているということは御存じだと思います。都市部でさえ、やはり今後いわゆる住民争奪戦のような様相を呈することが予想される中で、私たち地方が生き残るには、教育の充実だというふうに主張する学者もいるほどです。

ですから、検定料ありきじゃないんですけれども、そういった検定料を通して興味を持ってもらうこと、そして先ほどの市民にちょっとかかわってもらえるんですが、やはり市民も含めて英検を受験する機会とか目的を持っていただいて、より充実した生涯学習もですけれども、この子どもたちの英語に触れる機会というものをつくっていただきたいと思うわけです。そういった点でやはり検定料の助成とかというのは研究ということで、将来的にもないと考えてよろしいのでしょうか、お伺いします。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 将来的に考えていかないというようなことではなくて、先ほど申し上げました学校教育における検定の位置づけ等について研究して考えていくということでございます。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 次に、ヘルプマー

ク・ヘルプカードについてですけれども、これはことし平成29年の7月に経済産業省において、実はJISマークのほうにも認定されました。追加されました。このヘルプマークなんですけれども、これはJISマークということで、国でのお墨つきもいただいたというふうになるわけです。ですから、今後、必然的に使わなければならないというほどでないにしても、広がりを見せることがほぼ確実になったわけなんですけれども、確かに県での対応というのがまだだということ、そして全国的な広がりもまだだということがあります。しかしながら、障がい者差別解消という点からもそれを推進する意味でも、必要ではないかと思えます。

その中で触れました障害者差別解消法についてなんですけれども、いわゆる条例もしくは行政のほうの対応要領などについては、これは本市では検討されているのでしょうか、お伺いします。

○高橋義明議長 福祉事務所長。

○武田 浩福祉事務所長 本市では、まだ条例及び対応要領については実施していないというところではありますが、現在、法律や県の条例のほうに従い、障がい者に対する各種施策、啓発活動を実施しているところでもあります。

条例ということにつきまして、必要になった段階でこちらについては検討してまいりたいなということ考えているところでございます。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 この法律、いろいろ問題点も指摘されている向きもありますけれども、障がい者の自覚というものも促している、もちろん健常者に対しても促しているという意味で、非常に前向きに進めていかなければならないのではないかと思いますので、ぜひ御検討

いただきたいと思います。

最後に、思いやりゾーン整備についてですけれども、これは積極的に早い時期から車座ミーティングでも地区の方々からも指摘があると思います。ですから、通学路もですし、中心市街地の車通りの多いところも含めて検討していただきたいと思いますけれども、実施時期というもの、これは明確にお答えはいただけるのでしょうか。

○高橋義明議長 建設課長。

○近埜伸二建設課長 平成30年から部分的に実施していきたいと考えております。

○高橋義明議長 棚井裕一議員。

○12番 棚井裕一議員 小学校とか警察とかの方からもアドバイスをいただきながら実施して、可能な限り安全な道路の実現に向けて早急な対策をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○高橋義明議長 この際10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

○高橋義明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番枝松直樹議員。

〔7番 枝松直樹議員 登壇〕

○7番 枝松直樹議員 7番、会派野の花、枝松直樹でございます。

今回は、温泉健康施設の諸課題について質問をさせていただきます。

ことしの6月定例会の一般質問において、私は、収益性の上がる温泉健康施設の経営について質問をいたしました。今回は、質問から半年

を経過し、温泉掘削の作業も開始されましたので、私なりに現時点での課題を整理し、質問をさせていただきます。

最初に、施設の開設時期、オープンの時期を平成33年度に先延ばしする理由は何かについてであります。

当初、平成31年度着工としていましたから、オープンが平成32年度になるのかと考えておりましたが、ことし9月議会の同僚議員の質問に対し、市長は「最短で平成33年度オープン」という発言をされておられます。

PFIを含めて事業手法をどうするかなど幅広く検討するために時間をかけるということのようではありますが、1年先延ばししなくとも検討は十分可能かと思いますが、先延ばしする理由について伺います。

2つ目、運動の効果を科学的に分析し、健康づくりに生かすための大学等専門機関との連携についてであります。

水中運動の効果をきちんと分析、解析して、事実としてエビデンスとして市内外に発信していくことが大事なことだと考えますが、水中運動に取り組んでいる全国各地の施設でそれがなかなかできていないのが実情のようであります。そのために、本市の温泉健康施設においては、医療機関との連携はもとより、大学など専門機関との連携も必要と思います。クアオルト構想のレベルを高めるために必要なことと思いますが、市長の見解を伺います。

3つ目です。

乗用車以外の交通手段の確保について伺います。

多くの市民に利用してもらうためには、自動車を運転しない利用者が容易に施設に来られるような配慮が必要であります。市営バスのコー

スに入れるとか、シャトルバスを走らせるとか、観光果樹園へのワンウェイタクシーのようなシステムの導入など、どのような手だてを考慮されますか、伺います。

4つ目ですが、県道から施設への安全な進入路の確保についてであります。

私は、現在地へ立地を決定してからこの問題は課題の一つとして捉えておりました。上山市街地から山形市方面に北進する車両は、どこで右折をすることになるのでしょうか。

また、現在のおいわけ商店前の交差点付近の斎藤茂吉記念館への進入路は右折も大変ですが、施設からの帰りの際も混雑して混乱を来すでしょうから、拡幅するなどの改良が必要と思われる。どのような対策が最も合理的に利便性が高まるのか、検討してきた内容を伺います。

5点目ですが、飲泉所の設置について伺います。

私は、平成17年3月定例会、今から12年も前のことですが、その一般質問の中で、飲泉所の設置について質問をしたことがあります。

従来のだだ温泉に入浴するだけでなく、このたびは水中運動に取り組むのですから、これに加えて温泉を飲む飲泉による健康づくりも取り入れてはどうか、再度提案をいたします。

温泉の効能をとことん享受しようと、こういうわけでございます。ドイツでは、「飲泉は、新鮮な野菜を食べるのと同じだ」と言われているとのことでもあります。温泉にはカルシウムや鉄分などミネラルが豊富なため、そのように言われるわけでもあります。

飲泉は、慢性消化器病、便秘症、糖尿病、痛風、肥満症、胆石症などに効果があるとされており、上山市の温泉は、ナトリウムを含む

塩化物泉のため、高血圧症の方は飲まないほうがいいとも言われております。しかし、本市の温泉の塩分濃度は、温泉1リットル当たり約5グラム程度だと言われておりますので、1回に飲む飲泉の量は多くて1合程度でありますから、1回の飲泉で摂取する食塩換算量は1グラム弱ということになります。もちろん、今回掘削している源泉の質が違う可能性もありますが、そこは成分調査をして判断すべきものであります。

飲泉所は、温泉法の規定により衛生的に維持管理することが求められており、市街地へ設置するにはクリアしなければならない課題がありますが、弁天の施設においては、設置は容易と思います。弁天の施設では、源泉からくみ上げられたばかりの酸化していない新鮮な温泉を飲むわけであり、せつかく源泉を掘るわけですから、温泉の有効活用の観点から飲泉所の設置について市長の見解を伺います。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 7番枝松直樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、温泉健康施設の開設時期を平成33年度に先延ばしする理由は何かについて申し上げます。

当該施設の開設時期につきましては、今後、専門事業者による民間のノウハウを活用した事業手法等の調査・研究に半年程度を要することから、平成33年度とするものであります。

次に、運動の効果を科学的に分析し、健康づくりに生かすための大学など専門機関との連携について申し上げます。

水中運動の効果を検証し発信していくことは、施設利用者の拡大に資する重要な取り組みの一つとして認識をしております。医師会や大学な

ど専門機関との連携を図りながら、可能な限り運動効果の科学的な分析を行ってまいります。

次に、乗用車以外の交通手段の確保について申し上げます。

温泉健康施設を多くの方に利用していただけるよう、運営事業者によるシャトルバスの運行や市営バスの運行など、交通手段の確保を進めてまいります。

次に、県道から施設への安全な進入路の確保について申し上げます。

市街地から北進する車両につきましては、現在の交差点を右折するルートを計画しております。交差点付近の進入路につきましては、ゼブラ標示等により停車禁止とし、スムーズに右折進入できる方法を、施設からの帰路につきましては、側道中央部の既存開口部を拡幅し、マイクロバス等が左折できる方法などについて、現在、道路管理者及び警察署と事前協議を進めている段階にあります。今後も、スムーズな運行が可能となるよう協議を重ねてまいります。

次に、飲泉所の設置について申し上げます。

飲泉所の設置につきましては、今後湧出する温泉の泉質や飲泉所の衛生、維持管理等を考慮しながら調査・研究を進め、総合的に判断をしてまいります。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 まず、最初の先延ばしの話でしたが、市長からすると、先延ばしでも何でもないんだと思いますけれども、9月の回答の中では「最短で」という言葉が使われているんですね。最短ということは一番早くという意味ですから、平成33年度じゃなくて平成34年になるかもしれないというそういう意味でおっしゃったのかなという気もしております。

そして、一方で9月議会では、「着工から2

年はかかるだろう」とも発言をされているわけですね。ですから、まず平成31年度着工であれば、2年かかれば平成33年になるんですけども、最短でという意味と、その着工から2年というところについて、改めて市長の考え方を伺っておきます。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 最短でという意味は、できるだけ早くオープンをして市民の方に利活用していただきたいということでございます。

あと、平成33年というのは、要するに我々が今答弁しましたけれども、こういうことを含めて平成33年度にはできるだろうというような考え方でございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 わかりました。

私がとった最短でという意味、最も早くても平成33年という意味で捉えたんですが、それは結構ですね。言葉遊びになってもしようがありませんので、まずできるだけ早くオープンということで頑張っていたいただければと思いますが、私はことし6月の定例会の一般質問では、岩手県紫波町のオガール・プロジェクトを例にとつて、PPPという公民連携の手法を取り入れることを提案したわけでありましたが、市長の答弁はその際も「民間のノウハウを活用した公民連携手法も含め、引き続き調査・研究をしてまいります」とこういった答弁であります。

先ほどの第1問、私の質問に対しても、事業手法に6カ月ほど検討期間が必要だというようなことをおっしゃられたと思いますが、私の6月の質問の回答の中で、市長は、「産学官金連携をきちんとやっていくことが大事である」と、そして「もろもろの力をおかりしながらいい施設、そしてまた、財政負担がないような経営と

いうものをどうやってできるか、少し時間をかけてやっていきたい」とこう述べられておられるわけでありますが、私が聞いたのは、一般財源を投入しない施設にしてくれというのが単刀直入な質問の意味だったわけですが、今現在、その事業手法を検討するというところでございますが、市長のこの認識について変更はないのかどうか、伺いたいと思います。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 紫波町の話がありましたけれども、あれはもうまちづくりですからね。ですから、ストレートにそれが今回の施設に運用できるかということは、やはり調査しなければならぬというように思っております。

そういう中で、一般財源ゼロということについては、なかなか難しい部分があると思います。例えば、いろいろな補助事業等もあるわけでございますけれども、必ず一般財源というのはついてくるものでございまして、この件についてもそういうゼロということとはなかなか難しいと思いますけれども、ただ、市民のファンドとか、あるいはPFIとか、いろいろあるわけでございますし、そういったものを調査するということとは現場のほうには話をしております。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 ことし9月に坊平に米沢の民間業者が「(仮称)蔵王坊平の湯」という温泉温浴施設をつくることを発表いたしました。オープンは平成32年、すなわち東京オリンピックの年、2020年4月と言われております。ここはアスリートのみならず、一般客も入れるということでありまして、日帰り入浴風呂もあると。あとはアスリートが運動後のケアに使う15メートルの温水プールを3コース、そして疲労をとるために体を冷やすアイスバス、

さらにストレッチやマッサージルームを設けるというふうになってございます。これで事業は掘削費用も含めて3億5,000万円と発表されているわけですね。

弁天の施設は14億円か15億円と。施設の規模も違うし、確かに中身の施設も違うとはいえ、余りにも違い過ぎる事業費だと私は認識しております。そして、向こうはアスリート、坊平は。こちらは介護予防、あと虚弱体質の人の体力増進とか、そういった健康づくりというのがメインでありますから、施設の性格は違うとはいえ、この金額差、ここは完全民間でリスクもとりながらやる。こちらは十四、五億円かけて、市費の投入があるかどうかという先ほどの私の質問に対しても、断定はできない、なるだけそういうふうにしていきたいという話であります。

市長は、14億円から15億円という建設費に対して、こんなことを言っていますね。「私の心の中では、これについてもクエスチョンマークだ」と、要するにやってみないとどこまでかかるかわからないと。できるだけ圧縮する方向ではあるんですけども、わからないというふうにおっしゃっておるわけですが、この十四、五億円ということに対して疑問も一方で持ちながら、坊平の3億5,000万円という施設に対し、市長はどのように感想をお持ちでございますか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 坊平の件につきましては、私もかかわってきました。そういうことで、民間がつくっていただく。最初は、実は平成8年に県と上山市と民間企業、ここで調査したデータがあるんです。それを知事に持っていきました。しかし、やはり行政でやるということとはな

かなか難しいねということがありましたので、半分諦めているところもありました。正直言って。しかしながら、このたび民間がやってくれる。これは拍手喝采を送りました。

というのは、やはり民間というのは行政と違うところがあります。議員もわかっていると思いますが、例えば解体についても行政でやるのは設計図をつくらないとか、そういうところがあるんですよ。はっきり言って。ですから、必ずしも民間が安いから行政がやれるかということではないと思います。

ただ、クエスチョンマークというのは、私は疑問ということではなくて、できるだけ安くといましようか、そういうことができないかというのがクエスチョンマークという意味でございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 そうですね。坊平が民間でやるわけでありますから、仮に弁天の土地を民間に貸与すると、源泉つきの土地を貸与して、どこかの事業者に公募をしてやらせると。こんなことまで考えておられますか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 現時点では、今言われましてけれども、そこまでは考えておりません。それもこういう方法があるかどうか、これは前に街なかにつくりたいということで議会からいろいろ御意見いただきましたが、そのときはそういう手法でございました。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 経営手法ってさまざまあって、今回、今川口に建設をしております山形広域環境事務組合の清掃工場、エネルギー回収施設は、DBOということで、立谷川も同じですが、資金は行政が調達をし、建設・設計・

運営は民間がやると、こういうDBO方式というもの、いわゆる公設民営というスタイルなわけでありますが、PFIになってきますと、民間資金の活用ですから、所有権を行政が保ち続けるのかどうかは別にして、民間から資金を調達してもらうわけですけれども、この先ほど言った、それから私が最初に申し上げた民間にまるっきり頼んでしまうというやり方もあるわけでありまして、検討といっても選択肢が広過ぎて、どういう検討をされるのかが私には全く理解ができないんですけれども、どういう絞り込みをしていくのか、市長の考え方を伺いたいと思います。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 PFIについては、もう給食センターでも実証済みですから、そういうノウハウを持っています。ですから、あとは全くの民間に、先ほど議員がおっしゃられたような土地と温泉は提供しますからやってください。ただ、我々は安く上げるということではなくて、きちんとした目的があるわけですから、その目的を提示したときに、では我々の数値とどれぐらい違うのかということを出てくるわけですよ。ですから、その検討する時間が欲しいということでございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 それでは伺いますが、その検討はどのような組織で検討されるんでしょうか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 これはこれからの話でございますが、少なくとも役所だけの会議ではないと思います。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 平成33年度というの

は、やはりそういったことにすごく時間を要して、役所の体質でもあるんですけれども、坊平につくるのは平成32年4月オープンですから、まだ掘ってもいないのにもうできちゃう。うちは1年後になるわけですね。実際そういう発表ですからね。

それで、きのう、おとといだったでしょうか。山形新聞に、蔵王駅近くにできる新しい子ども向け施設、「べにっこひろば」と同じような規模、これについてはBTO方式ということで、新聞にたしか載っておりました。これはPFIのBTO方式であって、今回の弁天の施設もそうだと思うんですが、全部民間にやってしまうと、所期の目的が達成されないという危惧がある。ですから、所有権はこちらであって、一定程度コントロールをする必要があるということで、そうなるとうちでもBTO、あるいはPFIから外れて清掃工場のようなDBO、大体検討課題というのは絞られてくるような気がするんですけれども、その辺でもうちょっと検討、丁寧にしてもらいたいのは結構なことですが、なぜそのように時間がかかるのか、私もちょっともう少し市民にもわかりやすく説明する上で、御披露いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 そういうことを含めて今検討しているということでございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 何か議論にならない議論をしているようですからいいですが、とにかくなるべく早くそういった手法、そしてその経過を市民に知らせることが私は大事だと思いますね。

PFIでいくと、民間がやるのと行政がやる

のでどれぐらいそのお金が少なく上がるかという、業界用語ではVFM、バリュー・フォー・マネーと言っておりますけれども、こういったこととか、確かに仕組みは複雑であります、それをわかりやすく市民にやっていただくということについては、全く問題ないですよ。途中経過も含めて丁寧にそこをやっていただくということについては、御異存はないですね。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 それはおっしゃるとおりでございます。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 では、そのように丁寧にお願いしたいのと、最後に、今から6年前ででしょうか。PFI法の改正があって、コンセッション方式というのにも新たに認められて、まだ事例は少ないようでありますけれども、それらを含めてぜひ、丁寧にスピード感がある検討をお願いいたします。

それでは、いろいろ項目質問をしておりましたので、次に、エビデンスはわかりました。

それから、交通手段の確保についてもわかりました。

それから、県道から施設への安全な進入路の確保については、開口部を広げるとかということで、今警察、関係団体と事前協議をしているということでありますから、それに期待をさせていただきたいと思います。

それと、飲泉所ではありますが、これはぜひ、飲むことによって健康、体を動かすことによって健康、あとは癒やし効果もあるんでしょうけれども、とことん温泉の効能を使い切るという意味で、ぜひお願いしたいと思いますが、市長の頭では可能性は半分以上ありますかね。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 やりたい気持ちは丸ごとあると思います。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 山形県温泉協会というところがあって、そこから前に飲泉カップをお借りをしてきたことがあります。ピアジョッキよりももうちょっと小さいんですが、そこにふたがしてあって、それ議場に持ち込めないということですからきょうはお見せすることはできませんが、ヨーロッパ、ドイツなどでは非常におしゃれなマイカップをみんな持っていて、それでちびちび、ちびちびと飲むわけですね。1合ぐらいのお湯を。

これはドクターの処方に基づくわけではありますが、ですから例えば一つの案ですが、飲泉所をあの施設の中につくったとすれば、そのカップもスナックのボトルキープじゃないですけども、自分のカップを棚にだっと置いて、きれいな平清水焼でも秋篠焼でもいいですが、三春焼とか、市内の焼き物もありますからね。そういったところで作って、それを壁にだっと並べるというようなことも、一つやるという手もあるのかなと思っておりますし、ぜひ御検討いただきたいと思います。これについてはもう回答は要りません。

それから、ちょっと心配しているのが、ほかに駐車場の件がございます。

年間11万人、入場者、来訪者を期待しているわけではありますが、たった駐車場50台。といいますと、ちょっと足りないときが、休みのときとかあると思うんですけども、駐車場の台数について、いかがお考えでしょうか。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 駐車場の確保についてですけども、当然、50台というものにつ

いては、ある程度その利用する数を想定した上で積算をさせていただいております。ただ、万が一、例えばすぐく連休とかで混雑するような場合につきましては、隣接する茂吉記念館の駐車場等もありますので、その辺、向こうの利用者のほうとの協議も必要になるかと思いますが、その辺の活用についても検討させていただきたいと考えております。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 私は、50台ではもう足りないときが結構あるだろうなと思っておりますから、ぜひここは記念館とお話をいただいて、確保をもうちょっと倍ぐらいにしてもらおうとか、いろいろ考えていただきたいと思います。

私は、3月議会では、この施設は自分たちのこれから人口減少していく上山にとっては経営的に難しいのではないかという意味で反対の姿勢をとらせていただいたわけではありますが、やるということに決まった以上、それは充実した施設にしなきゃいけないし、市費を投入しないような気構え、駐車場も50台じゃ足りないよというようなやはり施設づくりということを期待しておりますので、市長についてはぜひその辺をしっかりと御検討いただいて、速やかな検討、スピード感のある検討をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○高橋義明議長 次に、1番守岡等議員。

〔1番 守岡 等議員 登壇〕

○1番 守岡 等議員 議席番号1番、日本共産党議員団の守岡等です。

私は、一人でも安心して生活できる社会づくりについて、御質問させていただきます。

本市における65歳以上の高齢者人口は1万1,238人で、高齢化率は36.08%（平

成28年度末)となっており、65歳以上のうち、ひとり暮らしは1,269人、11.29%、高齢者世帯は2,667世帯、23.66%となっています。

全国的にもひとり暮らしの方がふえる傾向にあり、総務省の国勢調査でも、この30年間に5倍以上ふえていることが報告されています。

ひとり暮らしがふえるのは、高齢化及び核家族化の進行による必然的な現象と言えますが、結婚しない人の増加、熟年離婚、シングル介護、仕事をやめて介護に専念する娘や息子の増加なども、ひとり暮らしの方がふえる要因となっているようです。

ひとり暮らしでも、地縁・血縁などさまざまなネットワークによって安心して生活を営むことは可能であり、また、在宅介護や在宅医療によって人生の最期をみとることも可能です。

しかし、私はこの間、誰にもみとられることなく死亡し、死亡した後発見されるという孤独死の事例を立て続けに経験しました。社会的に完全に孤立していたわけではないので、死後間もなく発見されましたが、こうした事例に大きな不安を抱えている市民もたくさんいると思われる、あるいは社会的に孤立したままひとりで死亡し、数日後、数カ月後に発見されたという事例もあるかもしれません。

孤独死の定義が明確でないため、関係機関にも統計がない状態ですが、山形県内における孤独死の実態について、山形大学医学部環境病態統御学講座の大澤資樹先生の研究論文が出されています。大澤先生は、2000年(平成12年)から2004年(平成16年)の5年間の山形県警の検視記録について統計解析を行い、孤独死を「ひとり暮らしや家族がいてもその不在時に誰にもみとられることなく死を迎えた場

合」と定義し、その数を明らかにしました。

孤独死は、平成12年157人、平成13年149人、平成14年167人、平成15年182人、平成16年203人と、5年間で858人となっており、その数は増加傾向にあると指摘しています。男女比は、男性が64.8%、女性が35.2%ですが、64歳以下では男性が84.2%と圧倒的多数を占めています。人口10万人当たりでは年間17.5人であり、上山市に換算すると年間5.2人が孤独死している計算になります。

読売新聞のこたしの調査では、死亡者数全体に占める孤独死の割合は、約30人に1人に当たる3.5%で、この数字を上山市に当てはめると年間孤独死は15人になります。

こうした状況に加え、最近の孤独死研究の成果として、男性のほうが孤独死しやすいことが明らかになっています。その要因としては、近所づき合いが希薄で地域での存在感が小さいこと、定年後に地域のコミュニティに参画できる人が少ないこと、遠く離れた娘や息子に安否を気遣ってもらうことに遠慮しがちであることなどが挙げられています。

高齢者以外の青壮年層でも、問題は深刻です。リストラ等で仕事を失った人がセルフネグレクトに陥り、アルコール依存症になって肝硬変などの慢性的な疾患を患ったまま引きこもっている問題や、高齢の両親と未婚の子どもが同居している場合、子どもは働いていなくても親の年金などで暮らしていたものの、親が80代、子が50代になり、親の介護がのしかかれば双方の生活が破綻しかねない、いわゆる8050問題、あるいは障がいを持つ子の親が死亡した後の子どもの孤立の問題など、青壮年層が社会的に孤立している問題も見逃せません。

そうした状況のもと、社会的孤立を防ぐための行政の役割について提案させていただきます。

こうしたひとり死や社会的孤立を伴った孤独死という問題は、これまでの老人福祉、児童福祉、障がい者福祉といったカテゴリーでは対応し切れない制度の狭間に位置する課題であり、行政の対応も十分だったとは言い切れない面があります。

国のほうでも、孤独死・孤立死については、従来の縦割り行政・福祉では解決できないことから、横断的な課題として取り扱う地域福祉の考え方を打ち出しています。

また、国では、ひきこもりやニートの就労を後押しするために、地域若者サポートステーションの整備を進め、現在は全国で全都道府県に170カ所のサポートステーションがあり、NPO法人などに運営を委託しています。これまでは39歳までを対象にしていた支援制度ですが、ひきこもり者が高齢化する傾向にあることから、来年度から44歳まで対象を広げることです。

本市としても、孤独死・社会的孤立を防ぐに当たっては、地域福祉という理念を基軸に置いて、包括的な支援を行う必要があると考えます。

高齢者の部分については、民生委員などの訪問行動等で一定の状況把握が可能ですが、制度の狭間に陥っている青壮年のひきこもり・社会的孤立の状況把握は十分ではありません。今、孤独死の3割は青壮年のひきこもりが要因になっている中、これまで以上の取り組みが必要になっています。

また、地域包括ケアシステムという病院・施設から在宅・地域へという流れの中で、市の新たな対応も必要になっています。

こうした観点から、以下の事項について提案

します。

第1に、社会的孤立を防ぐためには、ひきこもり者の実態を把握するために、医療機関、介護事業所、行政のソーシャルワーカーや保健師、さらには税務課、上下水道課の職員、地域包括支援センターなどの社会福祉士、そして民生委員や福祉協力員、教育関係者などの持つ情報を一元化し、孤独死・社会的孤立のリスクの高い住民の実態把握と対応を図ることが必要です。

また、ニッセイ基礎研究所の分析では、孤独死の8割が自己放任で、必要な食事をとらなかつたり、医療・介護の介入を拒むなど、セルフネグレクトの状態にあり、5割に医療や福祉の拒否が見られたとのこと。こうした社会的孤立に陥っている方たちに対しては、カウンセリング、福祉サービスの活用、医学的治療などさまざまな専門的なアプローチが必要です。

こうしたことから、本市においても、孤独死・社会的孤立を防ぐために、包括的な支援機関を設置し、情報の一元化を図るとともに、医療・保健・福祉の専門的な支援を行っていくことを提案します。

第2に、在宅医療・介護の整備を図ることです。

今、病院や施設の病床が減らされ、在宅医療・在宅介護へとシフトする動きが加速しています。在宅で最期を過ごす人がふえることから、必要な対策をとらないと、今以上にひとり死・孤独死がふえることとなります。

なれ親しんだ地域、自分の家で最期を迎えたいというのは、多くの市民の願いでもあります。核家族化が進み、共働き世帯が多い本市において、医療機関や介護事業所の支援なしでは、最期のみとりを行うことは困難です。そのために、本市において看護小規模多機能型居宅介護

事業所の整備を図ることを提案します。

この看護小規模多機能型居宅介護というのは、24時間365日の訪問看護と訪問介護、デイサービス、ショートステイを同一事業所で提供する介護保険のサービスです。略して「看多機」と呼ばれています。看多機には常勤の保健師または看護師、そしてケアマネジャーの配置が義務づけられており、ひとり暮らしでもこうした事業所の支援で安心して人間らしい生活ができます。

本市においては、こうした訪問看護を伴った複合型施設はまだ存在せず、今後の充実が求められます。包括的な支援機関の設置及び看多機などの設置など、孤独死・社会的孤立を防ぐ上での行政の役割について、市長の御所見をお示しください。

次に、見守りの強化についてです。

ひとり死・孤独死を予防する上で一番大切なことは、地縁・血縁・職縁といった人間の結びつきをつくることです。こうした縁がたくさんある人ほど、ひとり死・孤独死のリスクが低くなり、安心して暮らすことができると言われています。

しかし、地域の中には縁をつくるのが困難な人もいます。そのような市民のために、縁づくりの援助を行い、見守り活動を強化することが求められていることから、以下の事項について提案します。

まず、第1に、緊急通報システムの整備についてです。

現在、各地区の民生委員が大変な努力で訪問活動に取り組んでいるほか、全国各地で新聞販売所、水道・ガス会社との連携、ごみ収集サービスなどが取り組まれています。本市でも、高齢者安心見守りサービス事業や愛の一声運動事

業とともに、緊急通報システムが見守りの中心事業として平成7年度から取り組まれています。これは、おおむね65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者や重度身体障がい者、家庭内での急病や事故に遭った場合の不安を和らげ、また、速やかな対応を行うため、電話回線を利用して警備会社の受信センターに通報し、近隣の協力員が状況を確認するというものです。

大変すばらしい事業ではありますが、ペンダントと据え置き型ということで、いざというときにボタンがどこにあるかわからなくなったり、協力員にお願いする際に人選が難しいという問題があるようです。また、駆けつけてくれる協力員に気兼ねしてボタンを押しづらいという問題もあるようです。

このようなことから、緊急通報システムとしては腕時計型の端末に切りかえて、常時身につけていられる形態の物にすること、そして親類や近隣の住民を頼る協力員制度ではなく、前述した24時間対応の診療所や訪問看護ステーションなどの活用によって、医療・介護などの専門職が間に入り、そこで救急車を呼ぶかどうかの判断を行うようにするなど、システムの整備を図り、より利用しやすい緊急通報システムにしていくように提案します。

第2に、情報通信技術（ICT）を活用した見守りの強化です。

近年は、ICTを活用した見守りサービスが展開されています。その代表的なものが見守りセンサーカメラです。これは、人が転倒したり脳梗塞を起こしたりしているなど、危険な状態に陥ったことをカメラが自動で検知して、スマートフォンなどに通知するシステムです。ライブ映像を見ることもでき、子どもが遠く離れているところに住んでいても、一定の安心感を得

ることができます。

その他にも、日本郵便が開発した安否や体調確認をタブレット端末を利用して行うサービス、これは神奈川県愛川町で行われています。あるいは、診療所の登録患者にパソコンから定期的に自動電話して患者状況を確認する安心電話（千葉県松戸市）、ほかにも電気ポットや電球の利用状況を利用した見守りサービスなど、多彩なサービスが行われています。

こうしたICT機器を活用した見守りについて、市の助成制度を設けることを提案します。見守り強化のための助成について、市長の御所見をお示しください。

以上で第1問とします。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 1番守岡等議員の御質問にお答えいたします。

初めに、支援機関の設置による専門的な支援について申し上げます。

現在、国におきましても包括的な支援体制の整備を目指しているところでありますので、国、県の動向等を注視しながら関係機関との連携を図り、対応してまいります。

次に、看護小規模多機能型居宅介護サービスの整備について申し上げます。

必要なサービス確保につきましては、3年ごとに策定する介護保険事業計画において、住民ニーズの把握や現状等を踏まえ、総合的に判断してまいります。

次に、緊急通報システムの改善について申し上げます。

ひとり暮らしの高齢者等を見守る体制ではありますが、第一義的には、良好な血縁関係が重要であると考えております。その上で、市内の親

族の方や近隣の方に協力員をお願いしておりますが、緊急時の対応としては実効性のある制度と認識しております。

なお、機器の導入、更新につきましては、利用者の利便性等を考慮し、必要に応じて対応を考えております。

次に、ICTを活用した見守り機器導入への助成について申し上げます。

ICT機器による見守りにつきましては、多くの種類があり、機能や価格についてもさまざまであることから、ニーズや有用性を含めて調査・研究をしております。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 まず、そもそも本市における孤独死の状況がどうなっているかということで、私も山形県警まで行って調査してきました。県警のほうでもちょっと詳しいことはわからないということなんですけれども、まず変死扱いになり警察で監察医が検視したもののうち、ひとり暮らし、あるいは死亡時に一人だった場合ということで、その数について事例について調べたのが、先ほど言った山形大学の先生の研究論文です。

人は誰でも死ぬときは一人で死ぬわけですが、みとられずに死亡して、そしてその死亡した後、やはり誰にも数時間、数週間発見されなかった、時間がかかるということが、やはり孤独死だというふうに定義したいと思います。

そういう意味では、この一人で死んだこと自体に問題があるのではなくて、やはり社会的に孤立していないか、その生活状態、社会的な背景がどうなっているかが問題にされなければならないと考えています。

私が今回この孤独死という問題を一般質問で取り上げた理由には、私自身がこの間立て続け

にこの孤独死というものを身近で経験したということがあります。そのうちの1人はまだ50代の男性で、糖尿病を患って視力なんかもう目が見えなくなりつつあるというふうなちょっとひどい状況だったんですけれども、それでもやはり病院に行こうとせずに毎日お酒を飲んでいるという、いわゆるセルフネグレクトの状況に陥っている方でした。何でもっと自分自身が積極的にかかわって病院と一緒に行かなかったかと反省していますけれども、恐らくこういう方、ほかにも何人かいるかと思えます。やはりその状況にある人の状況把握をきちんと行い、少しでも救える方を救っていくということが必要になってきていると思えます。

特に、きょうは高齢者の孤独死と高齢者じゃない部分の孤独死をちょっと区別して問題提起しましたが、特に若い世代というか、高齢者じゃない孤独死のそういうリスクのある人たちというのは、急性アルコール性中毒依存症ですね。あと、いろいろな鬱病、あるいは統合失調症といった精神疾患を患っている方もかなり見受けられまして、きちんとした医学的な診断と治療を行えば普通の社会生活を送れる方もかなりいると私自身が実感しています。

だから、大切なことは、そういう人たちにどういったアプローチをするかということで、やはり素人がただ単に立ち入るのではなくて、専門的な専門職の方々がきちんとしたアプローチ、カウンセリングだとか、あるいは治療だとか、やはりそういうことをしていく必要があると思ひまして、今回そういう包括的な支援機関の設置を提案したわけなんですけれども、少なくとも今、地域包括支援センターというものがあるわけですから、そこにそういった専門的なアプローチができるようなものを加味してこういう対

応に当たるといふのが必要ではないかと思うんですけれども、これについていかがでしょうか。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 今の地域包括支援センターにそういった専門的な機能を持たせてはどうかというふうな御提案だったと思ひますけれども、まず現行の制度上は、地域包括支援センターにつきましては高齢者の総合相談窓口という側面がありまして、例えば高齢者の方とそういった50代の方が同居なされているというふうなことであれば、一定程度のかかわり、支援等も可能かと思ひます。現実的に、専門的にアプローチできる機能というのは、仮に包括支援センターにそういったものを置いたとしても、一つの機関だけで対応するというのは極めて困難なことではないかと考えております。

今現状を申し上げますと、やはり関係する役所の関係部署だけではなくて、時には警察だったり、それから保健所のほうの協力等々を得ながら、そういった機関との連携をしながら対応しているというのが現状でございますので、今のところではそういった連携、連絡体制を密にして対応していくことが一番有効なのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、1問目の回答のほうにも入れさせていただきましたが、国のほうが今、地域共生社会という地域ぐるみでの社会づくりを進めたいというふうな意向を出しておりますので、そういった動向等についても引き続き注視しながら対応を検討していきたいというように考えております。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 国のほうでもそういうふうにはやはり変わってきたということもありま

すので、先ほど言った青壮年層のひきこもりという本当に制度の狭間で苦しんでいる方々がいるということで、早急にそういう対応を図っていただきたいと思います。

次に、このひとり暮らしでも十分なそういう医療や介護事業所の協力で地域で生活できるようにということで、この看多機という、看護多機能型居宅介護という今度新しく出てきた24時間体制、365日ということで、やはりこれから今病院の病床数がどんどん減らされていますね。地域医療計画の中で。そして、今度介護施設もこれからもふやさずに施設から在宅へというような流れで、どんどん在宅の、結局は家族等、あるいはボランティアとか、そういうところで対応しなくちゃいけないような制度になりつつあるようなんですけれども、そうした中で、やはりきちんと訪問看護というのが一つのキーワードになってくると思うんです。

市内でも訪問看護しているところは幾つかあると思いますけれども、この24時間対応、365日対応というところできちんと見守りまで、みとりまでしてくれるということですね。こうした看多機というのが非常に存在意義が大きいのではないかと思います。

特に、病院から退院してきた人がそのまま寝たきりになってしまうという、本市は寝たきりの方が非常に多いという数字も出されていますけれども、そうした寝たきり予防の点からも、この看多機に利用者が入院していた病院などとの連携が非常に密に図られるというこういう事業所ですので、非常に今有効なものとして、次期介護保険事業計画の目玉となるのではないかと思いますけれども、その辺の見通しについて御答弁いただけますか。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○尾形俊幸健康推進課長 看護多機能型居宅介護サービスにつきましては、県内で山形と米沢のほうに数カ所あるというふう聞いておりますが、そちらにつきましては、高齢者の集合住宅に併設した形ということで、なかなか専門に分離してやっているというところはまだまだ少ないというふうな状況を把握しております。

また、冬期間等でなかなか夜間の緊急時なんかのサービス提供が困難だというようなことで、24時間体制もなかなか厳しいというふうな状況も現状もお聞きしているところでございます。また、特に看護師、保健師等の慢性的な不足の状況もあるという課題があるというふうと考えております。

ただ、先ほど議員おっしゃったとおり、地域医療計画の中ではどんどん病床数も減らされると、介護のほうも施設から在宅というふうにしフトされている状況もこれからどんどんますますふえてくるということが予想されますので、そういったサービスにつきましても、やはり現状とかニーズを踏まえながら総合的に検討していく必要があるということで考えているところでございます。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 ぜひそういうひとり暮らしでも地域の中で安心して生きていられるということで、ひとり暮らし自身が決して異常なことではなくて、やはりこの社会的に孤立したりとか、そういう必要な医療・介護サービスが受けられないこと自体がやはり異常なんだということ、そうした認識に立って今後の医療・福祉行政を進めていただきたいということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○高橋義明議長 この際、正午にもなりますの

で、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から会議を開きます。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

○高橋義明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番川崎朋巳議員。

〔11番 川崎朋巳議員 登壇〕

○11番 川崎朋巳議員 議席番号11番、会派孝山会、川崎朋巳であります。

今後の西郷第一小学校のあり方について質問いたします。

西郷第一小学校の児童数は、平成29年4月時点で、1年生5人、2年生6人、3年生8人、4年生11人、5年生14人、6年生7人の合計51人で、平成28年度は5・6年生が、また、平成29年度は2・3年生が複式学級となっている状況にあります。また、平成30年度には、1学年と2学年、3学年と4学年で複式学級となり、複式学級が複数になると予想されております。

これらの状況を受け、複式学級が複数ある学校をゼロ校にすることを目標として掲げる本市において、平成29年度決算特別委員会で、平成30年度に西郷第一小学校で複式学級が複数になることが想定される旨、教育委員会からの答弁がありました。

上山市小・中学校将来構想検討委員会の答申に基づき、平成21年11月に「上山市立小・中学校統廃合実施計画（案）」が策定されました。この実施計画は、これからの上山の小中学校のあり方について、特に当時統廃合が喫緊の課題となっていた現宮川小学校学区や旧西郷第二小学校学区に関して、平成19年8月の上山

市立小・中学校将来構想検討委員会の設置後、計6回の検討委員会が開催されたことを皮切りに、平成20年の3月から平成21年の10月に至る短い期間の中で実に44回にもわたり、児童生徒の保護者と地区民に対し、さまざまな機会の中で話し合いや意見の聴取が丁寧に行われ、説明や懇談、会議の機会が設けられました。

第7次上山市振興計画には、複式学級の解消として、「一定規模の集団生活の中で、多様な考え方にふれ、社会性を養うとともに確かな学力を獲得するため、上山市立小・中学校統廃合実施計画（案）」に基づき、複式学級の解消に努め、学校規模の適正化を図ります」と明記されています。また、複式学級が複数ある学校数を、前期計画実施中はゼロ校とする目標を掲げています。

しかし、地域が抱える問題として複式学級が複数となることが喫緊の課題として迫っている中で、教育環境の整備のために掲げた目標が未達成となる可能性が非常に高い状況であります。

この目標値を実現するために、教育委員会による平成28年度の主要施策の成果説明書の中では、「小・中学校の統廃合については、今後の児童生徒の推移を見きわめながら、地区、保護者等の意向を踏まえ慎重に対応していく」との方向性が示されていますが、統廃合実施計画（案）の策定経緯から見ても、西郷第一小学校学区の方々にこれから丁寧な懇談や意見聴取を行うに当たっては、十分な時間が必要となります。また、統廃合実施計画（案）の策定から8年が経過しており、現在地域にかかわられている方々や児童、未就学児の保護者の方々の思いも重視し、反映させていく必要があると考えます。

教育環境を整備するための場を提供するため、

小学校の今後のあり方を議題としてテーブルに上げ、話し合いの場を設けることは、教育委員会のみがなすことができる仕事でありますし、現状と今後の教育環境についての問題を提起し真剣に向き合うことが、何よりも本市の子どもたちのことを一番に考えるということなのではないかと考えます。

小学校の今後に関しては、本市が抱える人口減少と少子化の問題と切り離すことができないものであって、本市の魅力を高めながら総合的な施策の充実を進め、市民ニーズに答えていかなければならない中で、話し合いを丁寧にしていかないことは本市にとって大きな損失になるとも考えます。

市民の意識と意向をこれからの小学校のあり方に反映させていくためにも、早急に教育委員会が中心となり意見交換の場を設けることにより、教育環境のさらなる向上と、何よりも本市の宝である児童生徒の健全育成につながると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

次に、第7次上山市振興計画の推進に向けて。

めざそう値達成の考え方と基本計画の目標達成に向けた着実な事業の実施についてであります。

第7次上山市振興計画は、策定・運用から1年半が経過し、基本構想と基本計画に基づき市政発展のため諸施策が展開されております。

また、およそ1年が経過したことし7月には上山市振興計画推進会議が開かれ、副市長、事業説明担当課長が出席し、振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略について検証が行われております。外部からの委員を交えての会議となりましたが、振興計画をつくって終わりではなく、委員会での検証を含め進捗状況を管理していることへの評価に加え、ほかの自治体には

見られない目標値を定めて計画を検証していくことについても評価するとの発言があったと伺っております。目標値達成の可否により計画の推進が具体性を持って可視化でき、いわばハードルを上げての事業実施、ひいては構想に沿った本市の将来実現に対しての取り組みが力強く行われているとも言えます。

一方で、8年間にわたる第7次上山市振興計画の運用からわずか1年半ばかりの期間が経過した現状で、目標値の達成が難しい状況となっている事案も散見されます。

基本構想の「施策実現のための行政運営」の目標では、基本計画に掲げた目標値を達成した施策数の割合を平成31年度で70%、最終的には平成35年度で90%を目指すとしています。入場者数などを数値目標とした場合、施設の整備や更新に伴い、加率的に目標数値が増加していくような事業もありますが、人口が減少していく中で市民意識に訴え、ともにじっくりとよい方向を目指していくような継続的、発展的な事業もたくさん見られます。

今年度、新湯地区の旅館の長期休館に伴い、仙台や新潟、首都圏からの宿泊数の目標が下方修正されました。ほかの事業等で対応し工夫を凝らすことで、目標値を下方修正せず取り組んでいくことも考えられますが、本市の宿泊客数の1割程度が見込まれていたこともあり、物理的に難しいとも考えられる中で、下方修正により基本計画の実効性を少しでも高めようという部分においては理解もできるところであります。

社会情勢等によって必ずしも実現が簡単ではないケースも今後想定される場所ですが、平成31年度のめざそう値目標は70%と設定されています。実効性のある計画の目標値として年度ごとに設定されているのであれば、各年度

は100%の実行率を目指して事業を進めているのではないかと思います。そうならば、目標値を同程度の90%に設定し直すべきと考えます。

全ての事業について目標値の達成を目指し、その上で社会情勢の変化等の外的要因のため未達成の割合が1割という意気込みを持って、実効性のある計画の推進に努めるべきと考えます。

また、計画が下方修正または廃止となった場合、基本構想のめざそう値の算定にどう反映されるのかについてもお示してください。

基本計画の目標値を定め、これを達成していくことの積み重ねが、大きな目的の実現のためには不可欠であり、重要な指標であるからこそ、さまざまな工夫を加えながら努力をしていくことが肝要と考えます。目的の未達成により、ともに目標の達成を目指す市民の意識に対する影響がありますし、着実な計画の運用と推進は、市が掲げる大きな目標の達成につながると同時に、市民サービスの充実に直結すると考えますが、市長の御所見を伺います。

また、目標達成に向け諸事業を展開しているところではありますが、中には計画どおり進んでいない事業があることも事実であります。平成29年3月定例会でも、都市マスタープランの策定についての質疑の中で、「このようなことがないよう徹底する」との回答がありました。しかし、さきの小中学校の統廃合しかり、目標達成に向けた取り組みが進んでいないものがいまだ存在しております。計画の達成に向け、この数カ月でどのような改善が行われたのか、今後どのように取り組んでいくのかをお示ください。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 11番川崎朋巳議員の御質問にお答えいたします。

めざそう値達成の考え方と基本計画の目標達成に向けた着実な事業の実施について申し上げます。

基本計画の目標値につきましては、それぞれが目指すべき成果指標であることから、70%の達成率についても決して低いものではないと認識しておりますが、より高い達成率を目指し各施策に取り組んでまいります。

また、各担当課におきましては、上市市振興計画推進会議を踏まえ、基本計画の目標達成へ向け事業のブラッシュアップを図り、平成30年度の施策に生かしてまいります。

めざそう値につきましては、市民全体の目標値であるため、市役所の計画である基本計画の目標値を下方修正、廃止とした場合でも変更せず、市民の皆様とともに目標達成を目指してまいります。

○高橋義明議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 11番川崎朋巳議員の御質問にお答えいたします。

今後の西郷第一小学校のあり方について市民との話し合いについて申し上げます。

小中学校の統廃合につきましては、これまでも保護者や地区等の意向を踏まえ、慎重に対応してまいりました。今後も、話し合いの機会と場を設け、丁寧な説明を行いながら、豊かな人間性と確かな学力の向上が実現できる魅力ある学校づくりに努めてまいります。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 初めに、西郷第一小学校の今後についてですが、教育長答弁によりますと、具体的内容がほぼなかったような状況

です。今後のあり方について、保護者であったり、その意向を踏まえながらと丁寧な対応を図っていきたいという回答であったと思いますが、今後具体的にどのように取り組んでいくかについて、まずお示してください。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 統合に際しましては、小・中学校統廃合実施計画（案）を受け、南中学校区において統合検討委員会が設置されまして、そのもとに小学校区ごとの検討委員会を設置し、統合に向けた検討を行ってきております。西郷第一小学校においても同様の形で進めていきたいというように考えております。あわせて、保護者、地区会への説明を改めて行いたいというように考えております。

検討委員会をつくるわけですが、検討委員会のメンバーにつきましては、さきに実施された小学校区ごとの検討委員会のメンバーを見ますと、地区会長、学校後援会会長、保護者、未就学児の保護者、民生児童委員、学校評議員等があります。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 検討委員会をつくって、まず今後のあり方について話し合いをしていくということだと思います。そこには保護者の方等も含まれるというふうに思っておるところですが、ここでまた複式学級が複数になった場合のときの話をさせていただきたいんですが、平成30年度そのような状況が想定されると。想定されるということは、恐らく数年ほど前からその具体的時期については確定できなかったと思われるものの、恐らくこのぐらいの年度あたりにはそういう状況が生まれるのではないかと。

小・中学校の統廃合実施計画によれば、その

複式学級が複数化するデメリットを重視したところで、この統廃合実施計画に基づいた施策が、取り組みが行われてきていたというふうに考えますが、そのような状況が近い将来発生すると想定された時期からの取り組みというのがなぜ行われなかったのかについて、もう一度お示してください。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 まず初めに、平成30年度に複式学級が複数になるということがわかったのがいつごろかということになるわけですが、平成29年度の初めに児童生徒の推移見込み調査の中で、平成30年度での1年生が1名転出し3名となるため、1・2年についても複式学級となって、そして複式学級が複数になるというふうに想定されたわけでございます。

複式学級が複数になるとわかった時点で、学校や地域との話し合いを始めるべきではなかったのかというようなことについてですが、統合に向けた合意形成は、意見の対立も考えられ容易ではないということがよく想定されます。学校とも今後の進め方について意見を交換し、慎重に対応する必要があるということから、将来の構想の実現に向け実施された西郷第一小学校区の拡大研究委員会というのがあったんですね、前に。その中で、複式学級になったとき、改めて考えるという西郷第一小学校の方針がありました。改めて考えるということから、そのようになったものでございます。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 その西郷第一小学校のまず統廃合もかかわる話で、そんな非常にデリケートな話だということはもちろん理解しております。その上で、第7次上市市振興計画の目標値に、では何で複式学級が複数になったと

きをゼロという目標を掲げたのか。もしも統廃合ありきでない、それとも統廃合実施計画に基づいたのであれば、早急なる対応をしなければならなかったというふうに考えます。

複式学級ゼロを目指すために何か打ち出す必要がなかったのかと。そうでなければ、あの目標値というのは掲げるべきでなかったのではないかとこのように思いますけれども、その部分に関してもう一度お示してください。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 今議員がおっしゃられたようなことがもっともなわけですが、統廃合が前提なのか、それとも地域や保護者の意向を統一できない場合、そういう場合は統合しないこともあるということを含めると、ゼロを目指すのは当然ですが、想定されることがデリケートだと今話が出ましたけれども、そういうことからゼロにすべきではないのではないかと、統廃合実施計画（案）は、複式学級が複数になったら統合しますという案ですので、一応ゼロにするということです。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 それでは、検討委員会を立ち上げて今後検討するという話でありました。その検討委員会でもまれた最終の報告というか、そういうのが上がるタイミングというか、どのぐらいの期間検討委員会を開催して、検討委員会の検討内容がどのように反映されるのかについて、改めてお示してください。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 検討委員会で十分に検討いただき、統合への合意を得た後になるわけですが、早くても平成32年度と考えております。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 それでは、統廃合あるなしは別に、地域の皆様の声を検討委員会でもって反映させて、平成32年度をめどに小学校のあり方についての方向性を示すということでしょうか。平成32年度に検討委員会の検討結果が出るということでしょうか。どちらでしょうか。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 少なくとも平成32年度と考えているということですので、平成31年度終了の時点で検討委員会の結論を得たいというように思っています。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 特に、この統廃合実施計画（案）については、まずこの案というのがある時点で、この計画の実効性というか、有効性というものがどのようにあるのか、もちろんいろいろな人の検討によってこの計画が出されたというふうに理解しております。その中で、まず私は西郷第一小学校学区の、特に同じような親の世代の方の話を多く聞くことができたんですけども、状況によってやはりその考え方はさまざまです。例えば高学年と低学年の生徒がいる方、また、未就学児の児童がいらっしゃる方、高学年だけいる人、また、低学年だけいる人、それぞれが全く異なった見解を小学校の今後のあり方について持っているわけです。その意見を集約して一つの結果を出すというのは、非常に難しい問題だと思いますし、かなりの時間がかかるのではないかなというふうに思っています。

なので、今回検討委員会を持ってその後のあり方について考え方を打ち出していくという、みんなで検討していくということだと思いますけれども、特に前回、未就学児の親御さんの参

加なんですけれども、上のお兄ちゃん・お姉ちゃんが小学校で未就学児だったという親御さんは参加されておったようなんですが、未就学児だけの親御さんというのは参加されていなかったようなんです。直接的に小学校の今後のあり方にかかわる世代とも考えますので、まずこの世代の参加というのを現在想定しているのか。想定していないのであれば、ぜひ参加を促していただきたいというふうに思いますし、あともう1点は、例えば地区であり方を考えたときに、いろいろな世代の方がいらっしゃいます。昔から西郷第一小学校は百何十年の歴史がある由緒ある学校でありますし、そこに長い間かかわられた方もいらっしゃれば、新たに今度そこに通わせるという親御さんもいるわけです。特に、その学校に通わせるような親御さんからは、その話し合いの場で自分の意見、思いというのを表明するのが懸念されるというような意見もありますので、例えば西郷第一小学校の保護者、父兄に対してアンケート等を実施するなんていう考えもあるのかと思いますが、以上2点について、現状考えられる方向性をお示してください。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 学校は地域の中の学校ですので、学校が例えばなくなるということは大きな問題なわけですね。そういう意味からすると、学校がなくなるのは大変つらいというのがありますけれども、実際に子どもを持っている保護者、それからこれから小学校に入ろうとする未就学児の保護者、この考え方がやはり物すごく大事になってくるのではないかなというように思います。そういう意味で、ただ、そこで話し合いも当然なるわけですから、そこは将来この地区の子どもたちがどうなっていけばいいのかというようなことを検討委員会で話し合わ

れて結論を出してもらっていけばいいのではないかなというように思います。

そしてまた、アンケートについても、まず複数になったという時点で、未就学児も含めた保護者のアンケート、それから加えて地区民の方々のアンケート等々も実施していきたいというように思っています。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 やはりたくさんの方の意見を聞いていただいて、検討委員会としてのまず方向性を打ち出していきたいと。ただ、時間は物すごく要すると思いますし、手間もたくさんかかるとは思いますし、そこはぜひ教育委員会としてやっていただきたいというふうに思います。

あと、この実施計画については、まず策定から8年が経過しています。今回、西郷第一小学校に関しては、平成32年度以降という回答であったと思いますが、恐らくそうこうしている間に、この時点での実施計画（案）と現実の問題、または乖離してくる場合があると考えます。この計画策定時にはまだ大丈夫だと思っていた小学校、中学校、今後ではどうするんだというのをもう一回再検討しなければならない時期というのは、もしかしたら間もなく来るのかなと。

そう考えたときに、じっくりやはり取り組むべきところに関しては、先んじてその話し合いの場というのを設けていくべきとも考えますし、西郷第一小学校以外のこれからの上山市の小中学校のあり方について、今後展望をお聞かせください。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 この案につきましても、必ずしもそうなっているわけではないんですよ。例えば宮川中学校区については、最初は小中一

貫校というようなことですがけれども、その地区の方々、保護者の方々の話し合いの中で、小中一貫はなされなかったということなわけですね。

それから、もう一つは、そういう意味からも、今後上市市の小中学校がどうなっていくのかというようなことも考えられるわけです。そうしますと、これはすぐの話ではないと思いますけれども、そのようなことも考えた会議というか、そういうものやっつけていかなければならないというように思っています。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 非常に大きな問題でありますので、先んじてぜひ丁寧に取り組んでいていただきたいと。よろしくお願いします。

次に、第7次上市市振興計画のほうなんですけれども、先ほど答弁がありました。恐らく複式学級が複数になる可能性が高いと。それで、都市マスタープランの件もありまして、現実問題として数値目標が達成できないようなケースがもはや1年半で何件か見受けられるような状況です。このような状況に関して、市長、どのような感想を持っていらっしゃるか、ぜひお聞かせください。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 当初策定したときは、そういう願望もありますよ。ですから、そういう形でできるだけ高い目標を持って数値目標を設定したわけですが、やはり世の中の変化とか、あるいは経済情勢とかいろいろあった中でできていないということがございます。ただ、それはできていないから下方修正ということではなくて、やはりいろいろな知恵を出し合って、市民の皆さんからも御理解と御協力をいただいて、その目標値達成のためにでは何ができるのか、現時点ではどうなのか、将来的にはどうな

のかということをお断りせずにやっていきたいと思っています。

○高橋義明議長 川崎朋巳議員。

○11番 川崎朋巳議員 私たち議会としても、例えばこの目標値このように設定されているけれども、どういう知恵を出したらそれにつながるのか、こうやれば目標値達成につながるのではないかというふうな政策提言をさせていただくケースもあります。なので、この目標値、そんなに意味があるものでないんだよという話ではなかったというふうに理解しておりますけれども、ぜひ目標値達成のために、こちら議会側からとしても政策の提言を引き続き続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○高橋義明議長 次に、10番大沢芳朋議員。

〔10番 大沢芳朋議員 登壇〕

○10番 大沢芳朋議員 議席番号10番、会派孝山会、大沢芳朋です。

通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、産業を特定した誘致策で質問いたします。

東北自動車道、相馬・横手間268キロの福島大笹生から米沢北インターチェンジ間が11月4日に開通いたしました。また、11月21日には、本市が予定している（仮称）上山インターチェンジ産業団地に、南陽高畠から山形上山インターチェンジ間の舗装工事を担う上山舗装工事プラントの火入れ式も行われ、今後は舗装工事が本格化することで整備の最終段階に入ります。

来年度中に南陽高畠から山形上山インターチェンジ間が開通すれば、東北自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道を結ぶ南東北3県のひし形のループが形成された高速交通網が整備

され、ものづくりや物流、企業立地の分野で大きなインパクトを与え、さらなる周遊観光促進及び企業誘致促進に多大なるメリットが生まれることと思います。

さらに、サクランボ、ブドウ、ラ・フランスなどの生産が盛んな本県の各産地にとっては、首都圏方面への輸送時間の短縮がなされ、救急医療において冬場の降雪時には安静に搬送されるようになり、災害時には代がえの路線がふえることで、安心・安全な暮らしを支える新たなインフラとなります。

本市においては、(仮称)上山インターチェンジ産業団地が面積約9ヘクタール造成されることが決まり、平成30年4月に農業振興地域整備計画を見直し、同じく用地取得を平成30年7月、工事着手を平成30年8月、企業への用地引き渡しを平成32年度末から平成33年度中としており、また、大型投資予定の企業があれば、その都度造成面積を拡大していく方針と伺っております。

企業誘致に対しましては、市長を先頭に副市長、担当課の積極的な取り組みで東和薬品、コストコ等を誘致し、産業、雇用促進、本市のにぎわい創出に成果を上げていただいていることに感謝申し上げます。特に東和薬品においては、増設した工場に新規雇用として今後数百名の採用が予想されると伺っているところであります。

しかし、本年予定していた(仮称)上山インターチェンジ産業団地への大型企業の誘致がかなわなかったことは非常に残念なことであり、現在においても誘致が確定している企業がない状況でありますし、今後の誘致活動に支障がないか心配しているところであります。

本市は、第7次上市市振興計画で、「また来たくなるまち ずっと居たいまち ～クアオル

ト かみのやま～」を提唱しており、第2章施策2-1-3に上山型温泉クアオルト事業を活用した健康づくりの推進を掲げております。その目標には、「自然環境を生かしながら、医学的根拠に基づく健康ウォーキングを中心に『いつでも・誰でも・一人でも』楽しく健康づくりに取り組みめる環境を整備します。温泉や食などの地域資源を活用した予防に重点を置いた総合的な健康づくりを推進します」とあり、市民の健康づくりに重点を置いた施策を展開していることは市民の方も承知していただいているものと思います。そういったことを踏まえ、企業誘致においても健康をキーワードに、健康関係の会社に絞り企業誘致を進めるべきと考えます。

本市クアオルト事業で使用している血圧計メーカーや、それに類似するメーカー、特に本市で食の部分でお世話になった企業などは交流があり、誘致すべき企業であります。また、健康食品などでは、クアオルト事業で連携している企業があるわけですが、酒類製造販売をメインにヘルスケア部門にも力を入れているメーカーですので、ぜひ誘致を進めていただきたいものです。

本市蔵王フロンティア工業団地には先ほど述べたジェネリック医薬品大手の東和薬品が、上山工業団地には外資系のジェネリック医薬品メーカーのサンドが工場を稼働させており、多くの社員が働いております。山形市においても、山形大学医学部に重粒子線治療装置の設置に伴う産業の誘致を図っており、隣接している本市でも医療系の会社を誘致できれば、健康づくりが見える一体的なまちづくりにつながるものと確信いたします。

また、第7次上市市振興計画第2章基本施策2-2には、「本市は高齢化が進行しており、

年齢構造が変化していく中で、介護や医療を必要とする人が増加している。生涯をとおして多様な生活の問題や健康問題に対応できるよう、保健・医療・介護・福祉などの関係機関が今後さらに連携を強化することが重要だ」と明記されております。その保健・医療・介護・福祉などの関係機関連携に社会、すなわち会社ですけれども、これも含めれば、多方面にわたる連携強化も可能になり、健康推進都市かみのやまの理想のまちづくりができるのではないのでしょうか。

高速道路及び国道へのアクセスの優位性を生かし、(仮称)上山インターチェンジ産業団地に健康・医療関係に特定した会社を誘致するべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、業務代行方式等による企業立地策について質問させていただきます。

産業団地造成に当たっては、産業団地整備事業特別会計で8,100万円、うち起債7,000万円、公共下水道事業特別会計では3,700万円全て起債になり、合計で1億1,800万円、うち1億700万円が起債での財源で、約9ヘクタールを造成するための測量と実施設計の予算であると伺いました。

本市では、今後カミンの再生整備事業、駅前観光情報・交流施設整備事業、温泉健康施設整備事業など、ハード面での多額の財政負担が生じます。

また、先月の市報にも記載されておりますが、本年度9月末日現在で、一般会計で166億8,488万円、特別会計を合わせると253億9,100万円の借入金があります。市民1人当たりの一般会計借入金額が53万8,674円となっており、不安に思っている市民の方もいらっしゃいます。

そこで、民間資本を活用することで、この産業団地造成事業における本市の財政負担を軽減することができないか、考えてみました。

具体的には、まず本市が測量・設計・用地買収などを行った後、造成工事と誘致企業への土地分譲を担う企業を事業協力者として公募します。次に、公募で選ばれた事業協力者が、市が所有する土地に対して造成工事を行います。造成工事完了後は、市は測量・設計・用地買収・造成工事に相当する金額で事業協力者に造成済みの土地を売り渡し、事業協力者はみずから企業誘致活動を行い、誘致企業に対してその土地を分譲するというものであります。

この方法であれば、万が一、工事完了時点で誘致企業が決定していなかったとしても、本市の費用支払いは完了しているため、未分譲地を長期保有することによる借入金利息の負担増加や資産価値の減少といったリスクを回避することができます。加えて、本市の担当課と事業協力者が連携して企業誘致活動を行うことができるようになり、より多くの企業にアプローチすることが可能となります。

産業団地整備事業における財政負担の軽減と、今後の効率的な企業誘致活動の実施のため、今申し上げたような業務代行方式等の手法を導入し、民間資本を活用していくことについて、市長の御所見を伺います。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 10番大沢芳朋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、産業を特定した誘致策について申し上げます。

健康・医療関係に特定した企業の誘致につきましては、上山型温泉クアオルト構想による地

域づくりを実施していく上で、一定の効果があるものと考えております。

しかしながら、産業団地の整備目的は、既存産業との連携可能性の創出及び市外に流出した人材を受け入れる雇用の場の確保であるため、産業を特定せずに企業誘致を図っていく考えであります。

次に、業務代行方式等による企業立地策について申し上げます。

産業団地の整備・分譲における業務代行方式等の民間活力の導入につきましては、先進地視察などを踏まえますと、将来の財政負担軽減及び効率的な企業誘致活動実施の観点から効果があるものと認識をしております。

一方で、本市で導入する際には、土地利用規制解除の手法など、課題となる点もあることから、今後さらに調査・研究を進めてまいります。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 最初に、特定した誘致策ということで再度質問をさせていただきます。

まず、地域づくりをいろいろ勘案して効果がありというふうなお答えをいただいたところがあります。本市に中川福祉村とか、クアオルトもしかりですけれども、そういった特徴がある町といいますか、東北でもかなり有名になっている中川福祉村とか、そういうところがあるわけでございます。ぜひ、私的に言えば、既存の企業とのかかわり合いとかいろいろなことがあると思いますけれども、1問目でも言っているとおり、健康づくりということで市長が一番力を入れているクアオルト事業でございますので、そういったコラボした企業とかもいろいろあると思いますので、ぜひそういった企業に働きかけていただければなというふうに思っていると

ころですけれども、今現在、どういったところに働きかけているのか。産業、会社名は言えないと思いますけれども、もしお話しできれば伺いたいと思います。

○高橋義明議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 現在は答弁で申し上げたように産業を特定しているわけではなく、地域的なエリアということで、東北地方や関東地方を中心に働きかけを行っているところでございます。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 今回の質問をするに当たって、いろいろ全国的にどういった産業団地を造成しているのかというような誘致策ですね。そういったことも調べさせていただきました。本市にとっては平成30年度にインターチェンジ、東北中央道が開通するということですが、全国的に見ますと、ものづくり産業ですね。あと、要するにIT産業系の企業を、言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、それを攻めてばかりいたということで、なかなかかなわなかったというような件も多々ありました。

逆に言えば、産業をまるきり本当にまず特定してみて、それに向かっていろいろな働きかけをかけて誘致をするべきではないかというような研究結果も最近出ております。ぜひ、そういったことも踏まえて、そういった医療関係、先ほど1問目でも言いましたが、東北初といいますか、隣の山形市には重粒子線治療装置もできると。そういった関連会社もいろいろ呼べると私は思います。ぜひ、そういったまずやるべきだということで、チャレンジしていただきたいんです。

本当に企業誘致というのは大変なことであって、それこそ宝くじにでも当たるような確率ぐ

らいでしか、なかなか持ってこられないと。担当課も一生懸命働いてもらっている、誘致活動もしてもらっているというのは十分私も承知しております。いかに難しいかというのもわかります。担当課に話を聞いたところ、昔は先ほど申し上げた医薬品会社が上山にあるということで、医薬品製造業に関しては誘致を働きかけた経過があるということも伺っております。ただ、山形にその重粒子線、山形大学にできますけれども、CTとかMR関係、そういったメーカーも日本に多数、多数とまではいきませんが、ございます。まして、いろいろなその分野、内視鏡をつくっている会社もあれば、いろいろな会社がございます。そういったところを何回も繰り返すようではありますが、ぜひ一度誘致活動を行ってもらいたいと思いますが、もう一度いかがでしょうか。

○高橋義明議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 そういった分野も含めて、完全に特定という形ではなく、やはり当初目的であるところをしっかりと踏まえた上で誘致活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 医療関係ということで、先ほど1問目にもお話ししました。本市、きょうも山形新聞にワインづくりということでいろいろ担当記者の方が記事にいただきました。そういった大手のワインメーカーあたりも系列会社になりますが、ヘルスケア部門の商品等も扱っているということでございます。

そういったことを踏まえて、ワインでまた新たにまちづくりを推進している本市ですので、そういったところに働きかけをしているのかということで、お聞きしたいと思えます。

○高橋義明議長 商工課長。

○富士英樹商工課長 そういったワインづくりのところにつきましても、ワインの里づくりを目指す本市にとって有益でありますので、そういった会社も含めて働きかけを行っているところでございます。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 私、2年前も一般質問で産業団地の面積はどのぐらいかと、あとどのような企業を誘致するんですかというふうにお聞きしております。そのときの市長の答弁が、やはりものづくりと、あとは物流関係が来れば最高ですねというような答弁を頂戴しておりますが、山形の中央インターチェンジ付近に、文具メーカーと物流会社の誘致だったですかね。ちょうどそのとき市長がおっしゃったような形態の産業団地ができました。

2年前に質問いたしましたして、そういった企業を誘致したいと市長がお話ししてございまして、2年がたってまだ決まっていないということで不安なわけです。まして、今回、用地取得に対しまして用地面積を大きくするというようなお話で、そういった大型企業が来なくなってしまったというようなことがございます。

これ何回も繰り返すようで、答えはもう変わらないとは思いますが、そういったことがすごく不安でありますので、まず上山に医薬品会社もあるということで、ぜひ取り組んでいただければなというふうに思うところであります。では、そこはよろしく願い申し上げます。

次に、業務代行方式等による企業立地策ということで、効果があるのではないかとということでお話は伺っておりますが、これ全国的に見まして、このやり方をしているところというのはそうそうないとは思いますが、調査・研究と

ということですが、そういったことはもうなされていっているのでしょうか。市長、お願いします。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 これについては、実は静岡県の小山町との関係で災害協定を結びました。そのときに私も行きまして災害協定を結んだんですが、そのとき小山町は県の方針もありまして、現在300ヘクタールの工業団地をつくっております。8カ所に。その8カ所の何カ所かを見てきましたが、その中に議員提案のものがありません。

それで、固有名詞は避けますけれども、大手でございます。早速職員を2名派遣し、勉強させていただきましたし、また、その後もいろいろな取り組みをさせていただいているところでございますが、若干の課題はあるということでございますが、既にやっております。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 今、最後に市長が若干の課題があるというようなお話でしたけれども、どういったことでしょうか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 1番の答弁で最後のほうに答弁したとおりでございます。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 はい、わかりました。

これをすることに、するかしないかは今からなんでしょうけれども、要するに企業立地、誘致ですけれども、民間と行政と一緒に企業誘致に携われるというふうになるということで、非常にメリットがあるというふうに私は思います。

市長の今現在の考えですと、調査・研究をしているということですが、2名も派遣して勉強させているということですが、一番地にこれをやるというお考えでしょうか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 この方式は、県内でやっておりません。ですから、やりたいという気持ちはありますが、問題は相手企業が乗ってくるかこないかですよ。そこが一番の課題でございます。そこをではどこの企業に絞るかということもありますので、ですからそういう意味で調査・研究ということで答弁させていただきました。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 先ほど市長は小山町のほうで勉強なさってきたということで、大型企業ですか、そちらでやるということが決まっておるといって、そういったところにも今から働きかけるのか、もうやっつけらっしゃるのか、それをお聞きします。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 過去にはそういう取り組みをした経験がございますので、現在は白紙の状態でございますけれども、金融関係とか、そういう筋と勉強しながら模索してまいりたいと考えております。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 とすると、その小山町でなされた会社に対しては、本市から直接といますか、そういったアプローチというのはかけたのかということですね。もう一度お願いします。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 現時点においてはしておりませんが、これから模索をしてまいりたいと考えております。

○高橋義明議長 大沢芳朋議員。

○10番 大沢芳朋議員 これは本当に財政負担軽減と、先ほど申し上げたとおりその企業、

本当に公募して手を挙げてくれる会社がなければ話にならないやり方だとは思いますが、もちろん。そういったことも山形県、多分東北でもやっていないのかな。山形初ということでやっていただければ、逆に言えば今度まねされるのかなと、見本になるのかなというようなこともありますし、その地域、地域の問題とか、いろいろな課題があるとは思いますが、ぜひこういった財政負担を軽減できるやり方を模索しながら、上山市のために今後とも企業誘致頑張っていただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○高橋義明議長 この際、10分間休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時06分 開議

○高橋義明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番谷江正照議員。

〔5番 谷江正照議員 登壇〕

○5番 谷江正照議員 議席番号5番、会派蔵王、谷江正照です。

通告に従いまして、災害に強いまちを目指す取り組みについて質問いたします。

屋外緊急放送網の整備についてであります。

災害の被害を最小限に抑え、2次災害の発生を防ぐには、正確な情報の収集と市民への迅速な情報伝達が大切です。屋外における緊急放送網の一つに、同報系防災行政無線があります。同報系防災行政無線とは、屋外に設置したスピーカー等で市民へ向けて一斉に通報を行う通信システムです。同時に複数の相手方に通報するシステムで、災害時の住民への情報伝達手段として大変有効なものです。

同報系防災行政無線が配備された市町村では、緊急の際、自動的に屋外スピーカーから危険を知らせる情報が流れ、住民に情報を一斉に伝達することが可能です。

災害を引き起こす可能性がある気象予報や避難勧告等の伝達に極めて有効で、大きな役割を果たします。同報系防災行政無線は、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートと連動して特別警報、噴火警報、緊急地震速報等、24種類の情報を自動的に屋外スピーカーから放送し、市民に一斉に報知します。

Jアラートで伝達される情報は、内閣官房が作成する有事関連情報と気象庁が作成する気象関連情報とに大別され、市民の安全・安心のための情報がスマートフォンや携帯電話に緊急速報メールとしても配信されます。Jアラートは、先ほど説明した同報系防災行政無線を活用する構成となっているため、その効果を最大限発揮するには当該無線の整備が重要です。平成29年3月31日現在、全国の自治体における同報系防災行政無線の整備率は78.9%ですが、本市は現在未整備の状態です。

本市は、平成25年、平成26年と2年続きの豪雨による災害に見舞われました。被災された市民の方々は、心細い気持ちや不安の中で、大変御心配、御苦労されたことと存じます。市民がこのような豪雨やその後の河川の増水や氾濫、台風や突風等、地震や噴火など、さまざまな災害に備える際において、自治体からの正確な情報の伝達や、いち早く大勢の市民に伝えることなど、災害対応における情報の取り扱いが第一義的であると私は考えます。

同報系防災行政無線のない本市では、緊急速報メールや、スピーカーつきの広報車が状況に応じて巡回し対応しておりますが、災害時には

道路が水没、陥没等で交通網が寸断される懸念、その際に報知を担当する職員の安全確保など、広報車による報知活動には危険や限界があると考えます。

また、本市には、蔵王山の噴火による噴石や火砕流、積雪の時期には融雪型火山泥流などや、地震の際に危険な活断層帯も存在しており、噴火や地震など災害が重なった際の被災の大規模化も懸念されます。

今年の8月29日午前6時ごろ、北朝鮮からミサイルが発射され、Jアラートの通報がありました。この時間帯はちょうど朝の出勤や通学、その準備に慌ただしくなる時間でもあり、急に鳴り出したスマートフォンや携帯電話に本市でも多くの方が驚いたのではないのでしょうか。本市で早朝クアオルト葉山コースに参加中の方も大変驚いたとのことでした。

私が特に心配いたしますのは、もしも弾道ミサイルの発射された時間帯が、小学生や中学生の登下校中、校外での活動中、休日の屋外活動の時間帯だった場合を考えますと、一斉に広範囲で危険を知らせる同報系防災行政無線がない本市において、市民の安全に対する大きな懸念であると考えます。

そして、このような緊急放送網は、何も弾道ミサイルばかりに備えるものではありません。日ごろ私たちが親しんでいる蔵王山や本市の自然環境や気象の変異から大きな被災を受ける場合にも、緊急放送網は大変有効で、総務省も配備に力を入れています。

本市では、現在、噴火による噴石や火砕流、積雪時期の融雪型火山泥流などの報知のため、山形市内のFM局と災害時の緊急放送における協定に向け準備をしています。そして、FM電波を利用した緊急告知ができる防災ラジオを、

蔵王山の噴火の際に危険が想定される地域に配備する取り組みを進めています。

このFM局との災害時の緊急放送における協定で、消防庁や気象庁から来るJアラートのほかに、本市が独自に市民に知らせたい緊急の告知や、災害時の避難における必要な情報等を現在放送中のFMラジオ番組よりも優先し放送することも可能となり、災害時の避難情報等を可能な限り速やかに市民に素早く知らせることが出来ます。

しかし、スマートフォンや携帯電話を持たず、防災ラジオを持たない方々、例えば登下校中の小学生・中学生の児童や生徒、高齢者の方々、幼稚園・保育園等の幼児や、屋外におられる農作業や外仕事の方など、多くの市民や来訪者に報知する体制はできておりません。

そこで、私は、同報系防災行政無線や緊急放送受信拡声器等を屋外に設置し、緊急放送網を構築するべきと考えます。

平成23年の東日本大震災の際に、古いタイプの同報系防災行政無線子局には、長時間の停電に対応していないものもあり、一部には長時間運用できなかった事例が報告されています。

このようなことがないように、機器やシステムの導入について調査したところ、先ほど説明したFM電波を利用した緊急告知放送ができるものや、ソーラーパネルとリチウムイオン蓄電池などで稼働し、電源工事ができない箇所でも使用できるもの、従来型より格段に停電対応がよいもの、ハンドマイクでの拡声機として使用でき、避難所運営に役立つ機能があるなど、さまざまな機械がありました。

以前の機器と比べ、機材のコストも低廉で、施設の外壁、屋上及び屋根等に設置することが可能なものもあり、ポールや土台を新たに敷設

して設置するよりも大幅にコストを下げることも可能なようです。

このように新たな機能を有しながら、従来型のものよりも大きく経費が削減できる機器やシステム等をしっかりと検討し、多くの児童生徒が利用する通学路や、多くの市民や来訪者が訪れる施設付近に計画的に配備を進めることで、屋外の市民に向けJアラートや危険の警報を報知する緊急放送網の整備を進めることが必要だと考えます。一刻を争う大切な情報を多くの市民に一斉に報知することができる、災害に強い町を目指した取り組みが必要だと考えますが、市長の御所見をお伺いし、私の質問といたします。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 5番谷江正照議員の御質問にお答えいたします。

屋外緊急放送網の整備について申し上げます。

緊急情報伝達手段の中で最も有効な手段は、スマートフォンを初めとした携帯端末であると認識しており、無線による屋外放送設備は、そうした機器を所持していない方への手だてとして考えております。平成28年度の携帯端末の所持率は、全国では80%を超え、今後も上昇することが見込まれます。

所持しない方への対策といたしましては、現時点では防災ラジオの配備や、平成30年度から計画している災害想定地域における防災ラジオと連動した屋外拡声設備の設置を進める考えであります。

なお、小中学生の通学時の情報伝達につきましては、PTAや自主防災活動による地域での見守りに取り組んでまいります。

○高橋義明議長 谷江正照議員。

○5番 谷江正照議員 防災ラジオの配備を進めるということ、あと屋外拡声設置を進めるというような御答弁だったかと思いますが、屋外拡声機につきましては、設置は何か所でどのようなあたりを検討しておりますでしょうか、お示しいただけるようお願いいたします。

○高橋義明議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 平成30年度につきましては、浸水の想定区域、平成31年度は土砂災害警戒区域を主軸に防災ラジオを設置する考えであります。

その屋外拡声設備につきましては、その周辺の複数箇所、公民館あるいは公共施設、警鐘台等に設置をする考えでございますが、具体的に何台ということはまだ決定してございませんので、よろしくお願いたします。

○高橋義明議長 谷江正照議員。

○5番 谷江正照議員 ありがとうございます。

今現在、本市の緊急放送網のない現状の中で、広報車で活動をしていただいているんですけども、先般の大雨災害のとき、「広報車が巡回していることもわからなかった」、あとは、「何を言っているのかわからなかった」等の市民の声がありましたが、広報車の活動は配備されるまで十分できるでしょうかというところを聞きます。

○高橋義明議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 平成25・26年の水害の際に、広報車を使つての広報活動を行っておりますが、議員おっしゃるように、中にはやはり速く通つたというようなことで聞き取りにくかつたというふうなところもございまして、ゆっくりとまってというようなことで対応してきたところでございます。

ただ、大雨の災害の場合には、同報系の防災

行政無線につきましても同じような状況に陥ることが近隣の導入自治体からは伺っておりまして、そういった面では今後はまずうちのほうではありませんので、広報車による広報ということも行ってみますが、そうした課題もあるなということ考えているところでございます。

○高橋義明議長 谷江正照議員。

○5番 谷江正照議員 広報車、そのようなところがあるところで、広報車が市役所を出てから報知活動をするまで、例えば本市が抱えている噴火に対する懸念、土砂災害特別警戒区域での地すべり等などに対することに対しての報知ですね。どのような、スピーディーに動けるような対策というものは、その水害の後、対策を何か立てたところはあるのでしょうか。

○高橋義明議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 先ほどの第1問の答弁でも申し上げましたが、いち早く情報を伝達する仕組みというのは、Jアラートあるいは上山市から発信する緊急速報メール等で行うようなことで考えております。それを補完する意味で広報車で回るわけでありましてけれども、土砂災害警戒区域等、確かに遠距離につきましてはいろいろな課題はございますけれども、できるだけ早い広報に努めるというようなことで対応したいというように思っております。

○高橋義明議長 谷江正照議員。

○5番 谷江正照議員 広報活動の目的という中で、本市の防災計画の中で災害発生時における広報活動の中に、流言飛語などによる社会的混乱を防止するということが大変大きなところでございます。その際に、やはり広報車による聞き取りにくい広報だったり、行き届かない報知である場合は、大変な懸念がありますので、ぜひ緊急放送網の構築に力を入れていただきたい

いと思うところであります。

また、この緊急放送網でございますが、自主防災会や地区会の会長が非常にこの情報伝達に関して大きな役割を担っていただいております。ただ、現在、地区会長、役員初め、御自身の高齢化を懸念しているところもございまして、そういった中でこの屋外放送網というのは、役員たちの情報網の一助になるのではないかと、また、混乱を防ぐために正確な情報が屋外に流れることが非常に有効ではないかと思うのですが、その部分に関してはいかがでしょうか。

○高橋義明議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 議員がおっしゃるように、やはりできるだけ正確な情報を混乱なく伝えるということが重要でございますので、屋外の放送設備を使うか、あるいは緊急速報メールを使うかということは別にいたしましても、やはりきちんとした情報を正確に随時、適時に伝えていくということが大事かと思っております。

○高橋義明議長 谷江正照議員。

○5番 谷江正照議員 この市の災害対応に対する活動の中で、情報収集という部分が非常に大きな要素を占めていると感じております。

現在は広報車を使いましての広報をしながらの情報収集である可能性もありますので、この広報の活動の部分のウエートが少し軽くなることで、より市民の方に向けた対応が職員の方ができるとつながるといふふうに強く感じております。そういったところで、現在の報知と災害調査を同時にしているところで何か懸念するところはないでしょうか。

○高橋義明議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 やはり災害が起きた場合には、情報の収集というのは大事な要素でございますけれども、まずは災害が発生する段階の

前に広報活動というのが取り組む必要があります。そして、その後の段階で情報の収集ということになりますので、基本的には重なりませんというように思っておりますが、順序としてはそういう順序で入りたいというようなことで思っております。

○高橋義明議長 谷江正照議員。

○5番 谷江正照議員 これから進めていく屋外放送網であります。現在有利な補助制度があるというふうに聞いておりますが、どのような制度を考えておられますでしょうか。

○高橋義明議長 庶務課長。

○鈴木英夫庶務課長 有利な補助制度、いろいろ同報系の防災行政無線に対してはございます。県の補助とか、あるいは緊急防災・減災事業債ということで7割、100%充当の70%を後ほど交付税措置があるというような財源があるようなものもございます。

○高橋義明議長 谷江正照議員。

○5番 谷江正照議員 私も同報系につきましていろいろ調べましたが、やはりかつての同報系というのは大変コストがかかって、億単位のお金がかかるというようなところでありましたが、近年、よくなったものに関しては、非常にコストも下がっております。

また、今、庶務課長おっしゃった大変有利な補助制度がある。これは県が2分の1を出して、残りの半分の7割も交付税措置となるもので、例えば2,000万円の費用がかかるのであれば、1,000万円を県が出すと。残りの1,000万円のうち700万円が交付税措置となり、2,000万円の事業が300万円できるとい、こういった有利な事業でございます。

やはり小中学生通学路の安全・安心、非常に懸念しておりますし、広報車での報知活動をこ

の屋外放送網に任せることにより、より職員の方が市民対応への配備に力を入れられるというところもありますので、屋内での報知はスマホと携帯、個人的にはスマホと携帯の有効性も大変強く感じておりますが、やはりその部分と両輪で屋外での緊急放送網、やはり昨今、つい最近も北朝鮮がミサイルを発射いたしました。また、京都ではイノシシがあのように暴れているような事案、これは決してよそのことの事例とは思えません。私どもの地域におきましてもイノシシの問題等、ちょっと前には猿が街なかに出た事例もあります。こういったときに、やはり小中学生、情報を入手できないような方に早く一斉に報知できる放送網でありますので、ぜひ進めていただければと思います。非常に有利な条件であるうちに、ぜひ進めていただければと思います。

このような形で私の質問を終わりたいと思います。

○高橋義明議長 次に、14番長澤長右衛門議員。

〔14番 長澤長右衛門議員 登壇〕

○14番 長澤長右衛門議員 会派蔵王、長澤長右衛門であります。

通告に従い、森林資源の適正管理と有効活用について御質問させていただきます。

初めに、森林経営計画作成の促進についてであります。

本市におきましては、上山市森林整備計画の基本方針のもとに、市有林の搬出・間伐等の森林資源を有効に活用する取り組みが徐々に進行されておりますことに対し、敬意を表します。しかしながら、森林経営計画となりますと、まだまだおくられているように見えるわけでありませぬ。

森林経営計画とは、森林所有者または森林の経営の委託を受けている者がみずから森林の経営を行い、一体的なまとまりのある森林を対象として森林の施業及び保護について作成し、5年を1期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮することを目的としております。

本市では、私有林が約1万2,000ヘクタールある中で、森林経営計画に認定されている山林は、山元地区の1,517ヘクタール、市有林116ヘクタールを含め、約2,290ヘクタールであり、全体の19.4%であります。全国平均の30%と比べますと低い認定率となっており、今後民有林及び生産森林組合等へ森林経営計画の推進を促し作成されれば、税制上の特例措置、森林整備補助事業、森林整備地域活動支援交付金、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が適用されることから、この森林経営計画の作成を図るべきと考えますが、市長の御所見を伺います。

次に、山間地の地籍調査の推進についてであります。

我が国では、基本的に全ての土地が登記簿に登録されており、土地の所有者、面積等に関する情報が記録されています。そのため、多くの人は、自分の土地はその境界や位置が明らかであり、安全・安心であると考えています。

しかしながら、法務局に備えられている土地の位置を示す地図は必ずしも正確なものではなく、全国の法務局に備えられている地図のうち、地籍調査等による測量に基づき作成されたものは全体の半分程度であり、残りは明治時代に作成された旧土地台帳付属地図、いわゆる公図が

大部分を占めております。

公図とは、明治時代の地租改正時に作成された地図がもととなっているものであり、現状とは必ずしも一致しない場合があります。こうした地域では、土地が登記されているからといって土地の境界や位置が明らかではなく、その土地がどこにあるのか、正確な情報が法務局で記録されているとは限りません。

地籍調査を実施することで、土地の面積や位置が正しく把握され、土地不動産登記の正確性が高まり、その後の土地取引や行政の災害復旧、区画整理事業の円滑化、効率化をもたらすことが期待されます。

地籍調査は、市町村等の地方公共団体が中心となって実施し、本市の地籍調査対象面積は約180平方キロメートルであり、国有林や湖沼、区画整理事業を行った地域を除いた地域を調査することとなっています。市町村が実施する場合、その調査に必要な経費の2分の1は国が補助しており、また、残りの経費の2分の1、全体の4分の1は都道府県が負担し、さらに市が負担する経費については80%が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には市町村は5%の負担で地籍調査事業を実施することが可能です。このように、事業に要する経費は、市町村、都道府県、国が負担しており、地元住民の方に費用負担を求めることはありません。

第二次世界大戦により疲弊した日本を再生するためには、国土資源の高度利用が不可欠でした。しかし、その前提となる国土に関する基礎資料が整備されていなかったことから、まず国土の実態を正確に把握することが強く求められました。現在の地籍調査は、このような背景のもとで昭和26年に作成された国土調査法に基

づいて行われており、昭和32年からは、地籍調査の成果を用いて登記簿情報の修正が行われるようになっていきます。法務局の地図の精度の低い山間地については、法務局に備えられている地図がそもそも精度上問題のあるような昔の地図をもとにしている場合が多く、現状と大きく異なっているなど、土地の所在や境界を確定するための基礎資料として使用することが難しい場合が多くあります。

本市では、平成29年度において、旧宮生小学校学校林の面積約3ヘクタールの間伐を山形地方森林組合が実施いたしました。その際、境界の目印となる石を探すには大変な苦勞があり、1カ所は確認されたものの、ほかの境界については確認することが不可能であったと伺っております。

また、平成30年度も学校林等の間伐整備の実施が予定されているようで、当然境界を確定するために大変な苦勞が強いられることが懸念されます。今後、学校林・市有林等の間伐整備及び伐採を実施していく上で、境界が確定できないことは避けて通れない課題であります。

平成30年12月より、本市においてもいよいよバイオマス発電施設の稼働が開始される予定です。それに伴い、木質バイオマス発電に使用する年間木材量は、重量として2万4,000トン、体積として3万立方メートルが必要になると伺っております。

このようなことから、木材の需要が高まることで値段の高騰が見込まれ、急激に間伐・伐採が進むことが予想されます。

現在の山林の伐採時の届け出は、市町村長へ事前に届け出る制度となっておりますが、届け出だけでは、隣接の山林との境界が不明確のまま伐採されることとなり、トラブルが懸念され

ます。

今、全国的に誤伐や盗伐が相次いで発生しており、大きな問題となっております。本市でも、7年前になりますが、中川地区と宮生地区において、誤伐・盗伐の事件が発生しております。さきに申したとおり、平成30年度から木質バイオマス発電施設が稼働することに伴い、急激に間伐・伐採が進むことが考えられ、その際に発生するトラブル防止のためにも、今後は土地所有者の立ち会いのもと境界を確認することが必要になってくると私は考えます。

また、平成24年度から開始されている本市の地籍調査は、全体の5%の進捗状況であります。山間地の地籍調査が始まるのは、これから20年先になると見込まれております。

全国的なことですが、山林の土地所有者等の高齢化や不在村化が著しく進行している状況であり、また、それに合わせて山林の荒廃も進んでいることから、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあります。それを考えれば、山間地の地籍調査を円滑に実施することが困難になるのではないのでしょうか。そうならないためにも、山間地の地籍調査を前倒して実施すべきと考えますが、市長の御所見を伺い、1問といたします。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 14番長澤長右衛門議員の御質問にお答えいたします。

初めに、森林経営計画作成の促進について申し上げます。

森林経営計画の作成につきましては、山形地方森林組合が主体となって進められており、平成29年度は、上生居地区の森林を対象に、10ヘクタール規模の計画が新たに策定される予

定であります。

今後も、森林資源の有効活用を図るため、森林経営計画の制度周知に努めるとともに、計画策定が図られるよう、働きかけを強化してまいります。

次に、山間地の地籍調査の推進について申し上げます。

本市における地籍調査事業につきましては、当初の実施計画において、調査区域を中心市街地、市街地周辺地区、中山間地区、山間地区の順序で計画しており、道路整備等の政策的な課題があった地域を除き、その計画に沿って調査を推進しているところであります。

山間地の境界確認等の課題については認識しておりますが、基本的には、宅地開発、公共事業などの土地利用が想定され、土地取引の円滑化、まちづくりへの寄与等に資する中心市街地から優先的に進めてまいります。

○高橋義明議長 長澤長右衛門議員。

○14番 長澤長右衛門議員 森林経営計画を促進していただけたということで認識したわけでございます。本当にありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと感じているところでございます。

この森林経営計画は、経済的な価値はもちろんでございますけれども、生態系を支える自然資源、また、災害防備にも大きく役立っているわけでございます。

また、木材供給だけでなく、本市では観光資源としても、森林は重要な役割を示しており、里山というすぐれた仕組み、さまざまな美しい環境を保つためにも、本市の人工林を手入れし、森林を活用することが重要であると考えております。そのためにも、森林経営計画の作成が必要であり、森林資源を活用し、地域活性化を促

進する上でも、私は森の整備を強調しているわけでございます。

本市では、今年度から利用間伐のかさ上げ及び作業道の開設補助が受けられるようになりました。この制度は、国、県の補助が68%と市の補助が12%、合わせて最大で80%補助されるという重要な制度と捉えております。この助成制度は、そもそも森林経営計画に認定されていなければ、この制度は活用できません。

それで、ことし、この平成29年度、この制度を活用した団体数と面積をお示してください。

○高橋義明議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 森林経営計画につきましては、今年度、市の独自の計画を立てておりますが、新たに今年度森林経営計画につきましては、先ほど市長の答弁にもございました上生居地区が山形地方森林組合のほうで計画を策定しているというところでございます。

○高橋義明議長 長澤長右衛門議員。

○14番 長澤長右衛門議員 ということは、今年度、平成29年度においては、境界の調査しかやっていないということではよろしいんですか。

○高橋義明議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 今年度、山形地方森林組合で策定したものににつきましては、森林境界の明確化事業をして、それをもとに森林経営計画を策定しているというところでございます。

○高橋義明議長 長澤長右衛門議員。

○14番 長澤長右衛門議員 それで、本市の森林経営計画の認定率は、先ほど申したとおり19.4%であるわけでございます。それで、国の森林経営計画の認定率が30%、そこまで上げるとすると、本市では1,800ヘクタールの面積が必要になるわけでありまして、それで、

生産森林組合9組合あるわけですが、その面積が1,260ヘクタールと市有林約340ヘクタール、合わせても1,600ヘクタールしかないんですよ。それで、その1,800ヘクタールまで達するには200ヘクタールまだ足りない状況にあるわけです。それだけ上山市のこの森林経営計画というのはおくらしているのではないかと思うんですが、いかがですか。

○高橋義明議長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 確かに森林経営計画につきましては、全国的に見ると30%程度の策定率となっております。西日本のほうが非常に策定率が高く、東日本のほうが低いという状況がございます。上山市におきましても、やはり森林経営計画への取り組みについては、スタートがおくれたというふうなことは認識しております。

ただ、先ほど議員の御質問の中にもありましたとおり、バイオマス発電で今まで切り捨てしてきた木材なんかも利用できるというようなことがきっかけになりまして、生産森林組合等の研修等でもいろいろその辺のところは情報提供いたしましたところ、徐々に機運のほうは高まってきているというように感じております。

今後、平成30年度にも森林経営計画を15ヘクタールほど民間のほうでの予定でございますけれども、そういったことも含めまして、森林所有者を含めて情報提供しながら、森林経営計画を立てていきたいというふうに考えております。

○高橋義明議長 長澤長右衛門議員。

○14番 長澤長右衛門議員 確かにこの制度というのは本当に私から考えても難しいような制度であります。大変でしょうけれども、進めただけだと前に進まない。この森林経営

計画を進めていかないと、何の補助もつかないわけですので、今後とも頑張っていたきたいと思うわけであります。

それで、新聞報道によりますと、森林の間伐費用などを賄う森林環境税を2024年度導入する方針を政府のほうで固めているようであります。そしてまた、全国約6,000万人が負担している個人住民税に、1人当たり年間1,000円を上乗せして徴収し、森林面積などに応じて自治体に配分する方針のようであると報道がありました。

また、県では、再造林推進機構を設立して、現在の伐採面積に対して植林する面積が小さく、再造林率は今のところ33%にとどまっているわけであります。それで、県は、森資源を持続的に活用する緑の循環を進めるため、「切ったら植える」を合い言葉に、2020年までに伐採と植栽の面積を等しくし、再造林100%達成を目指すとなりました。

本市においては今後、木質バイオマス発電施設が稼働を予定されているわけでございます。木質バイオマス発電施設に使用される年間木材量なんですが、重量として2万4,000トンと申しますと、1日に約66トンで、10トンダンプで6.6台となるわけでございます。これは上山市だけの木材ではないかとは思いますが、これを考えれば、今後の再造林は重要な課題になるのではないのでしょうか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今の御質問でございますが、要するにバイオマス発電所については、例えば人工造林については間伐材ということがあるわけでございますし、また、いわゆる雑木林と申しましょうか。そういった林については皆伐ということがあるかもしれません。雑木林につき

ましてのいわゆる人工造林化ということだと思
いますが、これにつきましては現在、なかなか
木材価格が上がらないと、伸びないというこ
とがあって、なかなかいわゆる杉とかカラマツ
とか、そういう植林をする方が非常に減って
きております。

ですから、将来、こういったいろいろなバイ
オマスとかいろいろな森林の活用が出てきて、
そして山の価値と申しましうか、森林の価値
が上がっていければ、そういった機運になるん
だろうというように考えておりますので、そう
いったいわゆる今回のバイオマス発電所がどう
いった効果とか、あるいは影響を与えるか、注
目してまいりたいというように考えております。

○高橋義明議長 長澤長右衛門議員。

○14番 長澤長右衛門議員 それでは、次に、
森林の地籍調査について伺います。

森林の保全・維持のためには、権利関係の明
確化が必要不可欠であると思っております。そ
ういう意味では、森林を管理する上で重要なこ
とは、境界を知ることが第一歩と私は考えてい
ますが、市長、どのように考えていますか。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 そのとおりだと思います。

○高橋義明議長 長澤長右衛門議員。

○14番 長澤長右衛門議員 私もそう思っ
ているわけでありまして。

それで、山林の地籍調査の優先度が高くな
らない理由としては、山林はほかの地域と比べ
れば土地取引などが少ないにもかかわらず、地
籍調査を実施するためには一定の費用と手間が
かかることから、山林を優先的に調査を実施
する市の機運が高まりづらい状況は私もわか
ります。

けれども、1問にも申したとおり、来年から

本当に何回も言うとおりのバイオマス発電が稼働
するわけでございます。今後、木材の需要が増
し、間伐・伐採の誤伐・盗伐が発生することが
考えられます。7年前の平成22年、農林課の
盗伐事件報告によりますと、中川地区小倉大字
大森地区の間伐面積4ヘクタールでありまして、
金額は書かれていなかったんですけども金額
調べてみました。その山林の所有者9人が76
0万円相当の被害をこうむったわけでありませ
う。

最後に申し上げますけれども、このような事
件がないように、二度と事件がないように願
いしたいということをお願いしまして、森林資
源の適正管理と有効活用の推進を願い、質問を
終わります。ありがとうございました。

○高橋義明議長 次に、13番尾形みち子議員。

〔13番 尾形みち子議員 登壇〕

○13番 尾形みち子議員 議席番号13番、
会派創志会、尾形みち子でございます。

このたびの質問は、東京オリンピック・パラ
リンピックホストタウン事業について、そして
障がい者スポーツの理解を深めることについて、
順次質問をいたします。

最初に、ポーランドとの早期締結です。

いよいよ間近に迫った2020年開催の東京
オリンピック・パラリンピック競技大会ですが、
内閣官房東京オリンピック・パラリンピックの
両競技大会推進本部では、この東京オリンピッ
ク・パラリンピック大会を契機とした取組み
の一つとして、ホストタウン登録制度を設けま
した。

このホストタウンの公式サイトによると、ス
ポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性
化、観光振興等に資する観点から、参加国・地
域との人的、経済的、文化的な総合交流を図る
地方公共団体を「ホストタウン」として全国各

地に広げていくことが示されております。

既に第4次登録が完了しており、平成29年7月末では全国の登録は179件、山形県においても本市を初め、お隣の山形市、村山市、そして鶴岡市、南陽市など、11市が事前合宿として登録をされております。登録した各地の取り組みは、大会前、大会中、大会後の期間におけるスポーツ振興だけの交流に限らず、互いの教育の交流事業や異文化講演の開催、受け入れ国の食文化についての食のフェア、料理教室、国際交流員の配置など、各自治体それぞれの趣向を凝らした事業も計画されているようです。

一方、本市は昨年、ポーランド共和国を相手国として、県内では最初になる第1次登録を受けました。しかし、上山市民にとって認知度や盛り上がりには欠けるのではないかと考えております。

県内において、登録後の自治体の中では、村山市は昨年11月に事前合宿の覚書の締結を交わし、ことし6月にはブルガリア共和国の新体操チームが来日し、選手・スタッフ等26名が約2週間の事前合宿をしております。その間、選手・スタッフ等に対し、日本文化の体験（浴衣の着つけや茶道、華道）を初め、日本食とブルガリア料理の交流、小中学校への訪問、中学校新体操部との合同練習、そして村山市民体育館での華麗な新体操の公開演技を実施し、市民への認知度を高めております。また、2020年開催までに4回の事前合宿を行うことが決まっております。村山市の取り組みをうらやましく思った次第であります。

本市もホストタウンとしてポーランド共和国を知るために、相互の訪問を初め、市民や市内小中学校の子どもたちにポーランド語、歴史や文化の学習、生活習慣や食文化の交流を通して

理解を深める必要があると思います。

また、スポーツにおいて、一流選手との交流はさまざまな競技の選手にとって有意義な取り組みの一つだと思います。蔵王坊平クロスカントリー大会へのポーランド選手の招待を初め、本市の駅伝で今後活躍するような陸上選手への指導交流などの今後の計画等も含め、ホストタウンに1次登録しましたポーランド共和国との事前合宿の覚書など早期締結に向けた取り組みについて、市長にお伺いをいたします。

次に、ポーランド文化に触れる機会の提供です。

市民や内外に発信するため、ポーランド大使館の協力も必要だとは思いますが、「ポーランド in フェスティバル」や「ポーランドフェア」、その開催なども相手国を知るために大変有効な手だてと思われま

す。昨年、モルドバ共和国を相手国としたホストタウンに登録された鶴岡市では、ことしの5月、モルドバ共和国フェアを実施して、市民向けに「モルドバワインとモルドバの料理を楽しむ会」を開催、引き続き8月には、鶴岡産の地元食材を使った「親子モルドバ料理教室」、そして市民向けの料理教室を開催し、親子や市民に大変好評だったと聞いております。また、市内スーパーの協力で、一定期間ではありますが、モルドバ共和国のワインを求めることができるようになったということも、鶴岡市民に大変アピールするよい機会となったようでございます。

本市も同様、上山産の農産物でポーランドの郷土料理を市民や親子の料理教室を開くことや、ポーランド食の食フェアなどを開催して、ポーランド料理を見て、飲んで、食べるなどの食の交流を通し市民がポーランドを知る機会が生まれ、食文化で理解と交流が深まると考えますが、

教育長の見解を伺います。

次に、ポーランドと言え、作曲家でピアニストのショパンが誕生されております。そこで、ショパンをたたえ、ポーランドのワルシャワで行われている、世界的に有名なピアノ奏者を輩出する「フレデリック・ショパン国際ピアノコンクール」があります。第1回が1927年で、5年ごとの開催であるため、ことしが18回ということになるそうですけれども、ことしも日本人がコンクールに挑戦していますが、超難関なコンクールと聞いております。

ポーランドの首都ワルシャワで開催するそのコンクールの入賞者の演奏を上山市民が鑑賞し、そしてその音楽を共有することは、ポーランドとの芸術文化の交流の一つとなると考えます。大きなホールでの演奏会にとどまらず、各学校や公民館などで開催することについて、教育長にお伺いをいたします。

次に、障がい者スポーツの理解を深めることについてであります。

日本において、1964年の東京パラリンピック大会がきっかけとなり、その後、障がいのある方のスポーツ振興の基盤ができました。障がい者スポーツは、障がいの特性や程度に応じた配慮がなされたもので、障がい者自身が親しむだけでなく、障がい者を理解する上でも有益なものと言えます。日本で障がいがある方は約788万人と言われ、競技の種目によっては、微量ではありますが増加しているという状況であると聞いております。

平成27年の市報で紹介された本市在住のアジアパラリンピック大会シッティングバレーの銅メダリストの方がおりますが、シッティングバレーというのは、コートに座ってプレーをするというバレーボールであります、その方は、

病気で足を切断するという困難にもめげず、東京パラリンピック大会を目標に前向きに生活されているという記事で、大変私は感動いたしました。また、事故で両足を切断された方が陸上競技用の車椅子で競技に参加するなど、各種競技の用途に合わせた車椅子があることも知りました。

障がい者のスポーツについては、新聞・テレビ等のマスコミによる報道や広報等で知るのみでありますけれども、まだまだ理解が深まっていないような状況ではないかと思われま。

日本財団では、東京パラリンピック競技大会に向け、障がい者スポーツの理解を深めるため、「あすチャレ！スクール」という体験型授業を全国1,000校50万人の規模で小・中・高の応募校を募集しております。このようなものを利用して、話を聞くだけの講演だけでなく、実際に障がい者のスポーツ選手のプレーを見たり、観賞したり、質問したりすることで、体験をすることで、障がい者スポーツの理解を深める上で重要であると思えます。

教育長の所見をお伺いして、壇上からの質問といたします。

○高橋義明議長 市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 13番尾形みち子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ポーランドとの早期締結について申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業につきましては、平成28年11月に、駐日ポーランド共和国大使館を表敬訪問し、事前合宿の利用依頼を行ったほか、12月にはオリンピック・パラリンピック等経済界協議会の協力による市商工会、観光関係者向けのポーラ

ンド異文化教室を開催し、事前合宿受け入れに向けた取り組みを進めてまいりました。

ポーランド陸上競技連盟との連絡調整に時間を要し、事前合宿受け入れの契約締結ができてはおりますが、平成30年4月までには、ポーランド陸上競技連盟が本市を訪問し視察する予定であり、契約締結に向け引き続きさまざまな取り組みを進めてまいります。

○高橋義明議長 教育長。

〔古山茂満教育長 登壇〕

○古山茂満教育長 13番尾形みち子議員の御質問にお答えいたします。

ポーランド文化に触れる機会の提供について申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業におけるポーランドとの交流計画につきましては、本市の特色を生かし、蔵王坊平アスリートビレッジで事前合宿を行う代表選手との交流事業等により、青少年の健全育成を目指した取り組みを行ってまいります。

食文化フェアの開催、フレデリック・ショパン国際ピアノコンクール入賞者演奏会の開催につきましては、現時点では計画しておりませんが、駐日ポーランド大使館と連携をしながら、市民がポーランドの文化芸術について理解するきっかけづくりとなるような、広い視野に立った交流事業を実施してまいります。

次に、障がい者スポーツの理解を深めることについて申し上げます。

障がい者スポーツの理解を深めるための体験型学習の取り組みにつきましては、学校における特色を生かした取り組み、「あすチャレ！スクール」の開催、日本人パラリンピアンを招いた交流イベントや障がい者スポーツ競技の体験会等を行い、障がい者スポーツの理解と普及を

図ってまいります。

○高橋義明議長 尾形みち子議員。

○13番 尾形みち子議員 ポーランドとの締結については、早々に準備をしていってくださるという状況を理解いたしました。しかし、今年度の当初予算、教育費10款ということで、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業というその金額が619万8,000円が計上されております。特に、407万4,000円の旅費が予算措置されているわけですが、その具体的な計画、そして予算の今後の執行計画も含めて、4月にはという市長の答弁をいただいたわけですが、執行計画についてもお願いいたします。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 当初の計画では、私も含めてポーランドを訪問して契約をとという計画をしておったところでしたが、先ほど1問で答えたように、ポーランドとの連携といいたいでしょうか、連絡といいたいでしょうか、そういうことがなかなかうまくいかなかったということもございまして、当初の予算はそういう意味でございまして。

その後については担当課長から説明いたします。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 今年度の東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業の予算の執行につきましては、今後、ポーランド陸上連盟から本市に訪問視察に来られる経費として執行を予定しているところでございます。

○高橋義明議長 尾形みち子議員。

○13番 尾形みち子議員 今の市長の答弁には理解はしたけれども、課長、やはり今年度の予算でまたがるというようなことも含めて、

これ、交付金入っておりますので、その辺のところもお伺いいたします。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 平成29年度と平成30年度の予算がまたがってということの御質問かと思えますけれども、平成30年の4月までに契約締結に向けた取り組みを進めていきますが、平成29年度予算について、これから平成30年3月末までポーランド陸上連盟との交渉に使う経費として執行予定であります。

○高橋義明議長 尾形みち子議員。

○13番 尾形みち子議員 市長、これから駐日ポーランドの大使館に出向いたけれども、その前にポーランドに出かける用意もあったというようなことでありますけれども、人員の編成があると思うんですけれども、もちろんポーランドってすごく寒い国でもあります。農産物なんか大変不足しているというようなこともちょっと伺ったり、さまざまなことを伺っておりますので、そういったことでやはり財界、そういったことも含めてどういう編成で行かれるような予定をしていたのかということも含めて、そのポーランドのほうの伺う時期もありますでしょうけれども、そういったこともお答えいただきたいと思えます。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 時期については、北欧でございますのでできるだけ早くという考え方は持っております。

班編成と言いましょうか、その編成については、私が具体的に誰々に行ってもらおうということじゃなくて、事務局で計画したものでございますので、担当課長から説明します。

○高橋義明議長 スポーツ振興課長。

○鏡 裕一スポーツ振興課長 ポーランドへの

事前合宿の締結に向けた渡航していただく方々につきましては、まず陸上関係の方々、あと商工関係の方々を想定しておりました。

○高橋義明議長 尾形みち子議員。

○13番 尾形みち子議員 できるだけ早い時期にやはりポーランドにというふうなことで、締結もしたいというようなことでありますけれども、本市、観光都市でもあります。そしてまた、グローバル化というこのオリンピック・パラリンピックの趣旨でもありますので、そういったところで産業も農業振興などもそういったものも含めてぜひしていただきたいなど。その編成で行っていただきたいなというようなこともあるんですけれども、もう一つ、市長にお伺いするのは、これはまだ締結もしていないのにこんなこともあれでしょうけれども、やはりそういうことの友好というようなものの考え方、その後の発展というか、隣の山形市をちょっとタイや台湾とかそういったところを見ての話なんですけれども、そういったことの考え方がこれが今後あるのかどうか、そういったこともちょっと展望としてお聞きいたします。

○高橋義明議長 市長。

○横戸長兵衛市長 今、ドナウエッシンゲンとやっておりますけれども、この今回の事前合宿を契機といたしましてポーランドとやるかについては、未知数でございます。ということは、それ前にバーレーン王国が二度来た経緯がございますけれども、そこにつきましては、バーレーン大使館のいわゆる行事等については、私も御招待いただいた経緯が何度もございますけれども、ただ、ドイツ・ドナウエッシンゲン、それと同じような締結をするかとなりますと、やはり3万都市でございます。財政負担もございまして、また、お互いに交流するということに

ついても、ただオリンピック・パラリンピックだけということではないわけございまして、ですから今後オリンピック・パラリンピックを通して、今農業関係というお話も出ましたけれども、そういうことで意義があるということになった場合については、また考え直したいというように考えております。

○高橋義明議長 尾形みち子議員。

○13番 尾形みち子議員 ありがとうございます。

やはり、私も未知数なんです。ポーランドという国が。だから、そういったところでも市長にもそういったところの市民へのこれからの広報的なものもあるでしょうけれども、その部分においてぜひ友好というよりも、オリンピック・パラリンピックホストタウンというふうな事業を一つの契機といたしまして、今後、ポーランドに対しての友好になるのかどうかわかりませんが、ぜひ進めていっていただきたいなというふうな考えを持って質問させていただきました。

次に、教育長に質問をさせていただきます。

ショパンの音楽というと、ノクターンを初め子犬のワルツとか、皆さんがもう本当に知っている音楽が多いんですけれども、この音楽に関しては、もう3年前から上山市にも「上山音楽祭」と称して、チェリストの中木さん、そしてピアニストの永田さんを初め、御夫婦の尽力でありますけれども、聞く機会に恵まれたということで大変ありがたく思っていて、情操教育という言葉もおかしいですけれども、大変必要な部分で補ってもらっているなというふうに思います。

私は、やはり心と体の健康ももちろん大事なんですけれども、やはり音楽を楽しむというよ

うなことが、ゆとりというのがとても大事な部分だというふうに思うんです。私、やはり今言ったように優勝者のショパンを聞くというのは本当に実演というか、演奏を聞くというはすごく私たち市民にとっても豊かなことでありますけれども、それをこのポーランド大使館を通してぜひ実現していただきたい。

昨年というか、前回5年前の入賞者、日本人がいるんですけども、この方ももう大変頑張っている方でしょうけれども、そういう方の演奏をじかに聞くというのは全然違うと思うんですね。

ただ、先ほど言ったように小中学校にポーランドコーナーを設けていただいたり、事前にいろいろ協力していただけるというようなことなんですけれども、ちょっと私の一つ提案なんです。これは給食の時間に今多分音楽をかけていると思うんです。その音楽を「ポーランドデー」ということを称してショパンの音楽をかけるなんていうことはどうなのかということの一つちょっとお尋ねしたいのと、それから図書館にポーランドのそのコーナーというようなものも設けられるというようなことはこれからでしょうけれども、そういったことも私ちょっと提案させていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○高橋義明議長 教育長。

○古山茂満教育長 先ほど第1問の答弁で話をしましたけれども、フレデリック・ショパン国際ピアノコンクール入賞者演奏会、これについては今のところ計画がありません。

それで、いろいろな機会があるわけですが、例えば上山で活動している文団協の中の定期演奏会なんかあるわけですが、そういうふうな中でショパンの曲を演奏したり、そ

れから合唱してもらったりするという事は可能だと考えております。

また、学校の給食の時間ということなんですけれども、これ毎日ショパンの曲を流すことはできないと思いますけれども、あるときはこれは可能であると。あと、図書館についても可能であるというように思います。

○高橋義明議長 尾形みち子議員。

○13番 尾形みち子議員 ポーランドを知る機会というのは、本当に少ないというふうに思っています。ただ、これから6月に行われるサッカー世界大会もありますので、そういったところでポーランドと対戦するなんていうことも大変興味のあるこれはことなのかなというふうに思ったところなので、そういうたびに機会があることに、やはり市民に向かってもそうでしょうけれども、やはり小中学校の場面でもぜひそういったことも含めてこの機会にお願いしたいというふうに思います。

障がい者のほうは大変いい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これで終わります。

散 会

○高橋義明議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時42分 散 会